

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

3-1.歴史的風致の維持及び向上に関する課題

古くは旧石器時代まで遡ることができる岡崎市において、顕在化又は潜在化している様々な歴史文化資産に光を当て、「まちづくり」という観点から着目しつつ、目に見える形で浮かび上がらせ、歴史まちづくりを進めていく上で必要な課題を以下に示す。

(1)歴史文化の認知に関する課題

市内には、極めて価値の高い文化財と併せて、地域においてのみ認識されている歴史や伝統を色濃く反映した建造物や祭礼等の歴史文化資産が数多く存在する。しかし、これらは、身近な歴史文化資産であるにもかかわらず、学術的な調査や検証が不十分な面もあり、その価値や魅力に多くの人が気づいていないものも多い。

「歴史まちづくり」に関する市民アンケートの結果を見ると、第1期計画認定前に実施した平成26年(2014)では、87.8%の市民が岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると感じているにもかかわらず、歴史まちづくりを行う上で核となる「文化財の指定等や保存修理」の認知度は28.0%と低く、「岡崎城跡の史跡整備(63.4%)」に偏っていた。これは市内各所で行っている取組み自体が十分ではないということに加え、行っても認知されていない、取組み自体に関心がないことを示しており、保護意識の低さや普及啓発不足が読み取れた。

令和6年(2024)に行った同様の調査の結果を見ると、90.0%の市民が岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると感じており、10年前より若干増加した。しかし、「歴史的建造物の文化財の指定等や保存修理」に関しては22.2%と減少し、「岡崎城跡の史跡の発掘調査や整備(78.6%)」に一層の偏りが見られる結果となった。

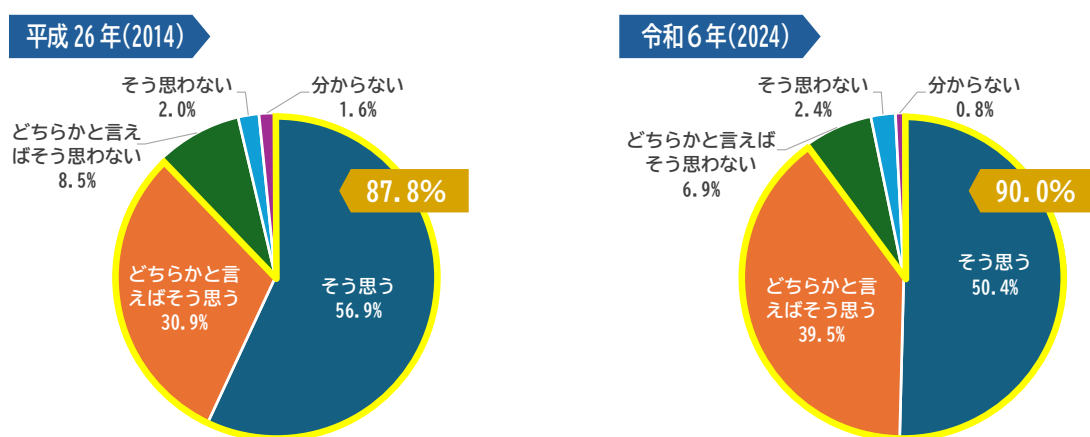


図3-1-1 市民アンケートの結果（【平成26年(2014)9月、回答者246名】と【令和6年(2024)6月、回答者数248名】）
（「問：岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちだと思いますか？」）

平成 26 年(2014)

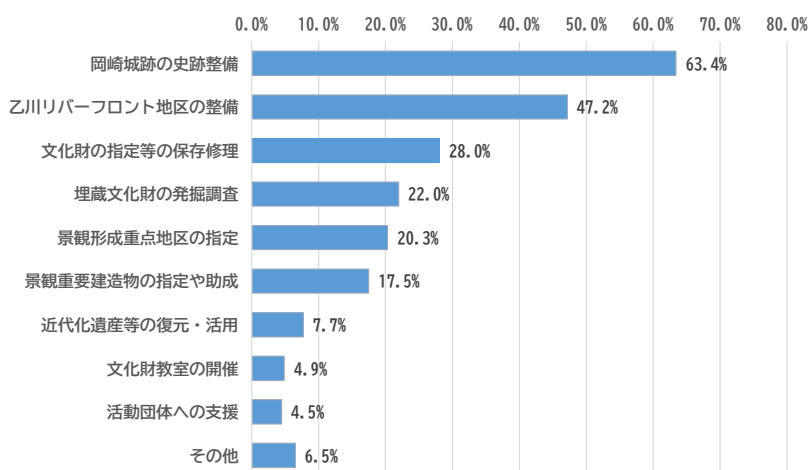


図3-1-2 市民アンケートの結果（【平成 26 年(2014)9月、回答者 246 名】
（「問：知っている岡崎市の「歴史まちづくり」に関する取組みはどれですか？(複数回答可)」）

令和 6 年(2024)

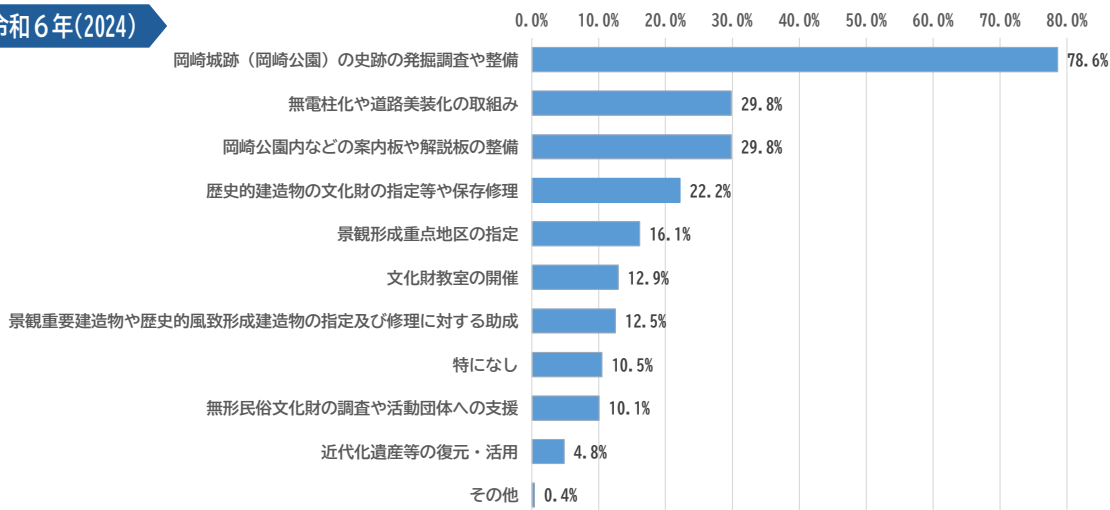


図3-1-3 市民アンケートの結果（【令和6年(2024)6月、回答者数 248 名】
（「問：知っている岡崎市の「歴史まちづくり」に関する取組みはどれですか？(複数回答可)」）

歴史文化資産の掘り起こしや調査・価値付けにより、市民が身近な地域の歴史文化に関心を持ち、その価値や魅力に気づき、理解を深め、誇りと愛着を育みながら、自ら積極的かつ主体的にまちづくりに活かしていけるような施策を展開していくことが求められる。

見方を変えれば、市内全域において、総括的な調査や研究が不十分であるがゆえに、どこにどの程度の歴史文化資産が存在し、どのような状況に置かれているかなどの全体像が把握できておらず、まだまだ見出されていない相当数が眠っているものと推測される。継続的な発掘調査を行っている岡崎城跡でも、貴重な遺構が発見されている場所はあるが、大規模な城郭のため、全容解明にまでは至っていない。これらの資産は、既存の認知されている資産と相まって、岡崎の歴史文化を更に広げ、深めてくれるものと期待される。

また、これまで市民や観光客に向け、市ホームページや広報誌、岡崎城天守内での展示、企画展、シンポジウム、現地説明会など、様々な媒体や機会を捉え、歴史文化資産の価値を

発信してきたが、今後も、わかりやすく親しみの持てる内容を、適切な媒体で発信し続けることが課題である。さらに、近年の新たな調査成果を反映することや、個々の歴史文化に関する情報の背景にある、岡崎の歴史文化を総合的に発信する場や機会を提供することが課題となっている。

一方、第1期計画の策定を契機として、一層の進展を見せた岡崎城石垣の調査整備をはじめ、歴史的建造物の実態調査や歴史的風致形成建造物の指定と保護活動、また無電柱化や道路の美装化、景観阻害要素の除去等の景観面の取組み、さらには案内人養成や読本作成等の、ハード・ソフトの両面からの歴史まちづくりの取組みが進むなか、市民の歴史まちづくりに対する意識を見ると向上しつつあることがわかる。

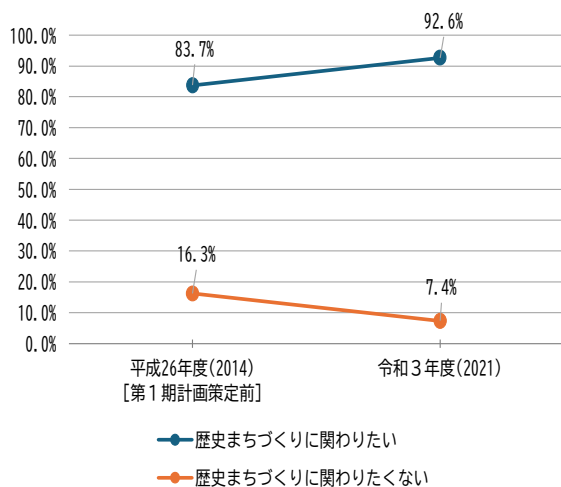


図3-1-4 歴史まちづくりに対する市民参加意識の変化 (歴史まちづくり市民アンケート調査より) 【回答者数(H26:246件、R3:244件)】

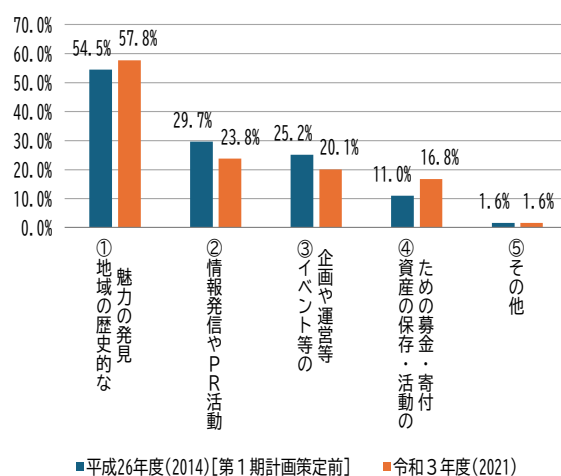


図3-1-5 市民が参加したい歴史まちづくりの変化 (歴史まちづくり市民アンケート調査より) 【回答者数(H26:246件、R3:244件)】

しかし、平成26年度(2014)と令和3年度(2021)の市民アンケート調査の結果を比較すると、有志らが取り組む歴史まちづくりを称える一方で、そうした取組みが、いつ、どこで行われているのか分からないことが指摘されている。また、自分の興味に合った活動に参加しやすくなるよう、歴史まちづくりに関する参加の場や機会等の各種情報を求める声が寄せられている。

また、歴史的・文化的な資源を含めた観光面においては、訪日外国人のインバウンド需要等を含めた観光おもてなし活動(ボランティア活動)に対し、10~20歳代の若者が前向きな参加意欲を示していることを「岡崎市市民意識調査(令和4年(2022)3月)」(以下「市民意識調査」という。)の結果に見ることができ、今後の観光を支える原動力として期待されている。

財政状況の悪化や市民の行政需要の多様化等により、公共サービスの全てを市だけで行うことが困難になってきているなか、こうした歴史まちづくりに対して積極的な参加を望む市民等と協力して取り組むことが課題となっている。

なお、市民参加を進めることで、市民目線で地域が大切にしている行事や慣習を活かした歴史まちづくりが進められることも期待する。

(2)歴史や伝統を反映した活動に関する課題

社会的な背景の変化や農業技術の進展等に伴い、祭礼等の伝統行事や伝統産業の必要性が薄れ、行われなくなったものもあるが、長い歴史の中で形を変えながらも現在に受け継がれているものが今も市内の各地で数多く営まれている。

特に価値の高い祭礼等の伝統行事については、文化財指定等により保護が図られてきたが、たとえ指定されて保護された場合であっても、その保護のために有効な支援等の対策が講じられなければ失われてしまうおそれもある。

具体的には、地域に根付いている伝統行事等の多くは、高齢化による担い手の減少を始め、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、その保存・継承・伝承が困難になりつつある。住民が参加しやすいように日程を休日に変更したり、かつては子供が行っていた行事を大人が主体となって実施したり、祭礼の内容を簡略化したりするなど、継承に向けた努力もみられるが、様態の変更により、それらの持つ本来の意味が失われてしまうという課題も併せもっている。

活動の主体は人であり、その存続は地域住民の手に委ねられている場合が多い。これまで、これら伝統行事の継承に取り組む各種団体等の活動に対し、報告書及び映像記録の作成や活動費の補助等の支援を行ってきた。令和7年(2025)3月28日には、「瀧山寺鬼祭り」が、市内初となる国の重要無形民俗文化財に指定されるなど、伝統行事の活性化に繋がる事例もあったが、依然として支援を求める声は多くあるため、継続的な支援が課題となっている。また、担い手の育成や次世代への継承に関する効果的な支援の仕組みが十分ではなく、新たな支援策の検討が求められる。

経済産業大臣指定伝統工芸品である岡崎石製品や三河仏壇等の伝統産業については、親善都市等への石製品の寄贈や市内外のイベントにおける展示、紹介、実演等を行い、その歴史や価値についての理解や周知を図ってきたが、いまだ十分とはいえない。また、伝統産業を担う後継者も不足している。

(3)歴史的建造物に関する課題

昭和20年(1945)の岡崎空襲により当時の市域の大半が焼失したが、戦災を免れた地区や郊外の街道筋には、中世の建築で国の文化財に指定されている8棟の建造物を始め各時代の歴史的建造物が存在している。

このうち、特に文化財的な価値の高いものは、文化財保護法や愛知県文化財保護条例、岡崎市文化財保護条例に基づく文化財の指定等により、その保護に努め、また、特に地域の景観上重要なものは、景観法に基づく景観重要建造物の指定により、その外観の保全に努めてきた。このように、文化財行政と景観行政の両面から、歴史的建造物の保存・活用のための

支援を行ってきたが、それらは市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のうちのごく一部にすぎない。それ以外の多くは行政による保護の対象とはなっておらず、特に民間所有の歴史的建造物においては、居住者の高齢化や相続等の問題により修理等が進まない、又は老朽化による破損や耐震上の問題により修理等を迫られているものも多くある。さらに、所有者の理解が得られず、調査も行われることなく、その価値が十分に認識されないまま取り壊されるなど多くの課題を抱えている。

昭和20年(1945)以前に建築された建造物の数をみても、平成28年度(2016)6,549棟から令和6年度(2024)5,191棟へ1,358棟も減少しており、8年間で全体の約21%が失われていることから、今後も歴史的建造物の滅失が懸念される。歴史的建造物は一般の建築物と比較してその適切な維持管理には多くの手間や費用がかかる。近年では、ふるさと納税やクラウドファンディング¹等の仕組みを活用した保全も全国で展開されつつあることから、これら所有者等に対する維持管理の負担の軽減等の支援措置が求められる。

指定等文化財といえども、同様に老朽化や後継者不足など建物の保存に関する課題に直面しているケースも少なくない。歴史的風致の重要な要素となる寺社は、その建物規模が大きいこともあり、多額の修理・修繕費用がまかなえず、老朽化が進んでいるものも多い。

市が所有する歴史的建造物についても、老朽化に伴う耐震化やユニバーサルデザイン²化への対応等の課題を抱え、十分な公開活用ができていないものもある。

具体的には、平成22年(2010)に耐震性を理由に岡崎市郷土館(旧額田郡公会堂及物産陳列所)を閉鎖するなど、歴史的建造物としての保存・活用が十分に行われているとはいえない状況にある。岡崎の歴史文化の価値や魅力を多くの人々が享受できるよう、積極的かつ効果的な活用に向けた整備や公開等が望まれるほか、市指定史跡の岡崎城跡においては、石垣の孕み(変形)が進行しており、全国的にも貴重な曲輪の遺構等についても整備が不十分である。

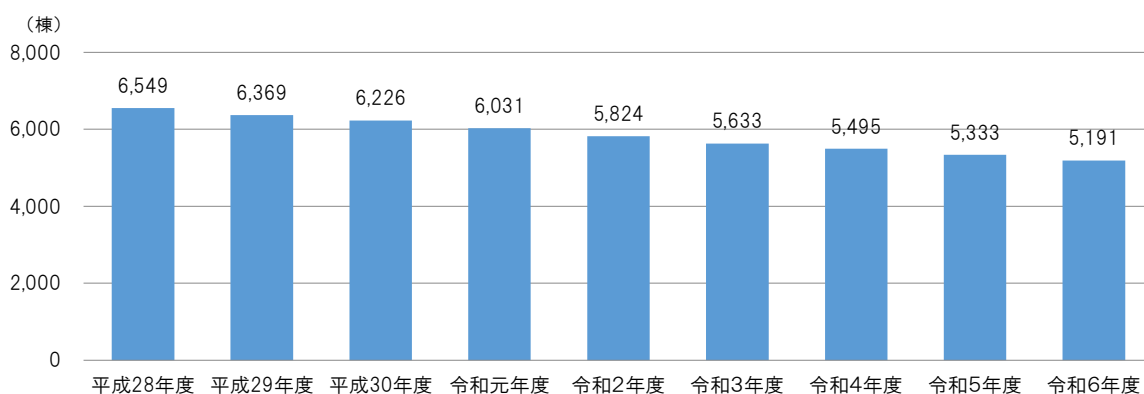


図3-1-6 昭和20年(1945)以前に建築された建造物の課税件数の推移(資料:固定資産課税台帳を基に作成)

¹ インターネット上の基盤サービスを通じて、不特定多数の人々から少額ずつ資金を募り、事業、製品開発、研究、社会活動などを実現するための資金調達手法。支援者は金銭的見返り、物品、サービス、又は社会的意義への共感などを動機として参加する。

² 年齢、性別、障害の有無、国籍などの違いにかかわらず、できる限り多くの人々が利用しやすいよう、製品、建築物、情報、環境などを計画・設計するという考え方。

(4)歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題

歴史的建造物の周辺は、これらと調和しない屋外広告物の増加や電柱電線類による景観の阻害が見られるところも多く、歴史的風致の魅力を減退させる一因になっている。また、歴史的建造物単体が適切に保全されているにもかかわらず、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物の空き家化による景観阻害や、跡地が中高層建築物や駐車場へ変わることによって、優れた眺望景観やまちなみ全体としての連続性が失われ、結果的に歴史的風致の維持向上を図ることができなくなる。例えば、電柱電線類等の景観阻害要素については、^{の み しんめいぐうたいさい だし} 能見神明宮大祭の山車巡行のルートとなる^{あ すけかいどう} 足助街道や、大樹寺から岡崎城天守への眺望空間等にもみられ、^{みこし} 華やかな神輿や行列等の後ろに電柱や電線が写り込み、興をそがれるなど歴史的風致の魅力を減退する一要因になっている。こうしたなか、令和2年(2020)から7年(2025)には、^{はっちょう} 八丁地区景観形成重点地区内の市道2路線において無電柱化を行っており、今後、道路舗装の整備を行うことにより、歴史的景観の向上を図る必要がある。また、他地区の無電柱化や道路美装化についても、整備優先度の整理が課題となっている。

また、優れた眺望景観の保全に関して、本市のシンボルである岡崎城天守は市街地の各所から望むことができる。特に、大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的な眺望景観(通称：ビスタライン)は、住民の理解と協力のもと、昭和60年(1985)から行政指導、平成24年(2012)からは景観法に基づく景観計画制度による高さ制限を行い、平成30年(2018)からは市条例に基づく眺望計画を策定し、変更命令や罰則を伴う実効性の高い高さ制限を行ってきた。さらに、事業者の協力を得て、ビスタライン内の電柱や電線類の移設も行っている。これらの取組みにより、将来にわたって優れた眺望を保全するよう努めてきたが、現在も電線類を含む景観阻害要素は残っている。また、現行のビスタラインの景観規制区域よりさらに遠景にあたる区域の景観保全等、新たに検討すべき事項も生じている。

このほか、木造の建物が密集する歴史的な市街地等の多くは、古くからの^{まちわ}町割りや道筋が歴史的な風情を醸し出す一方で、火災や地震等の災害に脆弱である。また、岡崎城公園や旧東海道沿いのマツのように、歴史的建造物等と一体となった緑は、潤いのある市街地環境の形成になくはならないものである。これらを踏まえ、歴史的な市街地としての文脈に配慮しながらも、住民が安心して安全で健やかに暮らせるよう、防災及び自然・歴史的景観上の観点からまちづくりを進めていくことも重要な課題となっている。



図3-1-7 岡崎城と高層建築物



図3-1-8 岡崎城への眺望と電線類



図3-1-9 駐車場や空き地

(5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する課題

本市は、都市部から山間部に至るまで、数多くの歴史文化資産に恵まれているが、なかには歴史や伝統の価値が十分に認識されているとはいえないものもある。こうした歴史文化資産が、市民の誇りと愛着の源泉となることはもとより、本市の魅力を高め、地域活性化や観光振興に寄与する可能性についても理解が十分とはいえない。

地域活性化や観光振興を通じて、市民や来訪者が歴史文化資産の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうためには、それぞれの場所に「点」として存在しているこれらの資産をネットワークでつなぐ回遊性が不足しており、その風情や佇まいを感じにくい状況にある。本市の歴史的風致を構成する要素である歴史的建造物や伝統的な活動等のまちづくりにおける活用が、それぞれ単体ではなく、相互に連携して行われることで歴史文化資産の関係性が見えてくることから、一定のテーマやストーリーでこれらをつなぎ、岡崎の魅力を「面」としてわかりやすく体験を通じて感じられるような環境づくりや国内外からの観光客の受入環境整備の促進が求められる。

これまで、市内の歴史文化資産を関連させて巡るような周遊ルートの作成や、多言語に対応したサインや地域の歴史文化を理解するための案内板・説明板の整備等を行うことにより、国内外の来訪者の回遊性の向上を図ってきた。しかし、サイン整備が未完の地域や、案内所や休憩所等の滞留拠点施設が不足している地域、生活道路や歩道幅員が狭い道路のため安心して散策できる歩行者空間が確保されていない地域等が残されている。さらに、周遊するのに必要となる駐車場の不足や観光バスの入れない狭い道路等もあり、駐車場やアクセス道路の確保に加えて公共交通の利用促進も課題となっている。

また、令和2年(2020)、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年々増加していた観光客が急激に減少した。感染症の収束とともに観光需要が回復していることに加え、令和5年(2023)の大河ドラマによる観光特需もあり、本市を訪れる観光客は戻りつつあるが、コロナ以前ほどの回復には至っていない。



図3-1-10 各種案内板



図3-1-11 旧東海道の車両通行



図3-1-12 旧東海道沿いの休憩所

3-2.上位計画及び関連計画との関連性

本市では、総合計画や都市計画マスタープランが時代に即して改定され、さらに、『岡崎市景観計画』、『岡崎城跡整備基本計画』など岡崎の歴史的風致の維持及び向上に関わりの深い計画もすでに策定されている。このため、これらの計画との整合や調和、連携を図り、岡崎市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

まず、本計画は、本市の基本構想を含む『岡崎市総合計画』に即するとともに、都市計画区域内においては『岡崎市都市計画マスタープラン』と整合が保たれたものとする。

そして、『岡崎市景観計画』や『岡崎市文化財保存活用地域計画』など関係する各種計画と連携・調和を図り、歴史・文化、自然が織りなす歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付けることとする。

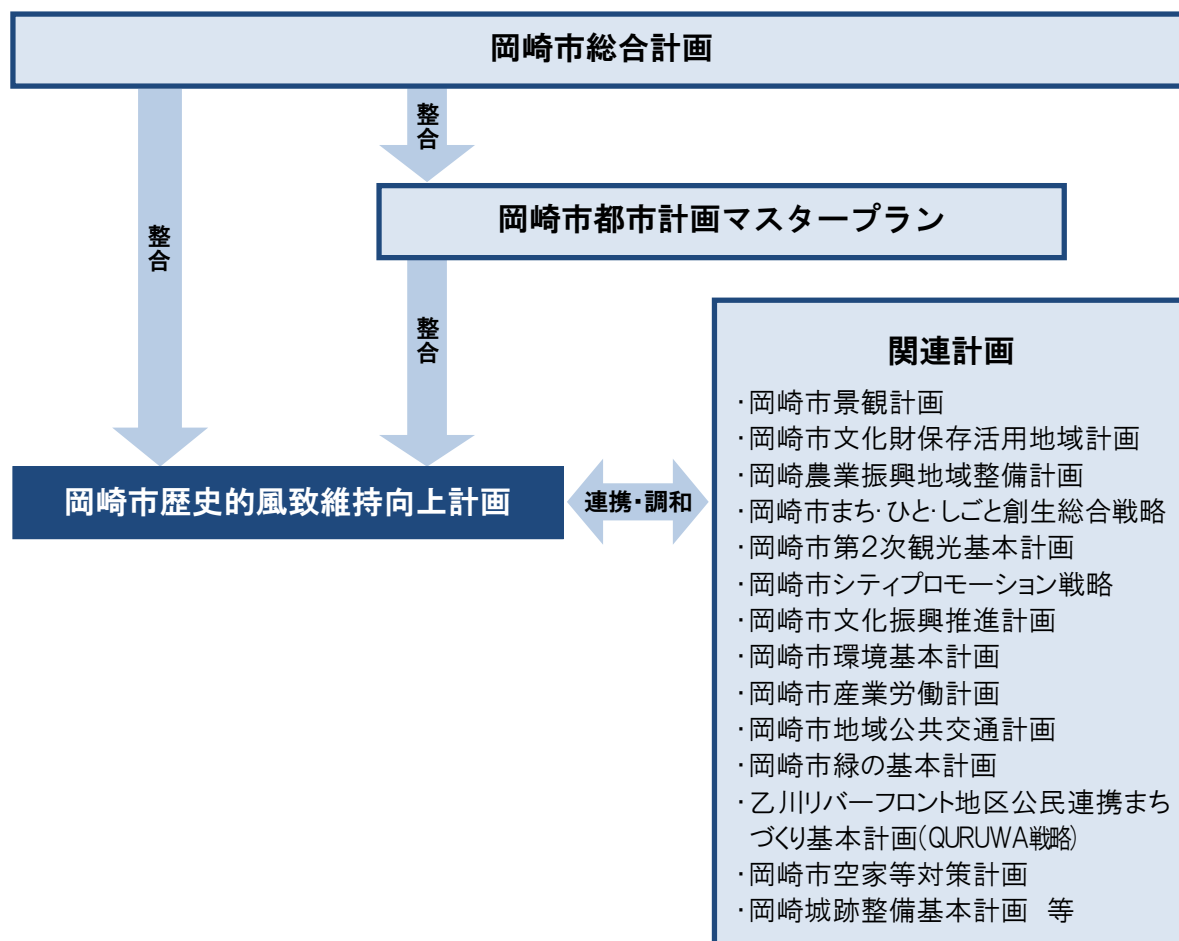


図3-2-1 関連計画との相関

(1)第7次岡崎市総合計画(後期計画)(令和8年3月改定)

令和3年(2021)からスタートした『第7次岡崎市総合計画』は、「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」を30年後の将来都市像とし、その実現を目指したものである。

この計画は、30年先を見据えた10年間の政策指針である「総合政策指針」(将来都市像、基本指針、都市のグランドデザイン、分野別指針)と、将来都市像の実現に向けた10年間の推進事業パッケージを5年ごとの前期・後期に分けて示す「未来投資計画」、分野別指針を踏まえた各分野の「個別計画」で構成している。

また、将来都市像の実現に向けて、「公民連携による成長戦略の推進」「コンパクトな都市機能の構築」「まちへの誇りが育まれる社会づくり」「周辺都市との連携体制の推進」による持続可能な都市経営を推進することを示している。

そうしたなか、未来投資計画の中に位置付けられる「分野別の主な取組」の「暮らしを支える都市づくり(都市インフラ)」と「誰もが学び活躍できる社会づくり(教育・文化)」において、歴史文化及び歴史まちづくりに関連する指針と主な取組みが示されている。

分野別の主な取組
(1)暮らしを支える都市づくり(都市インフラ)


◆ 10年後の想定社会状況
東岡崎駅、三井アウトレットパーク岡崎、阿知和地区工業団地や南公園等の大規模整備の進展により、地域の活力が向上している一方で、少子高齢化に伴う人口構造変化、高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の増加等による空き家の増加や交通需要の変化など、都市構造の変化への対応に迫られています。

◆ 分野別指針
集約連携型都市の実現に向けて、「しごと」に引き寄せられて集まってきた「ひと」の住宅需要に対応しつつ、暮らしの質を高める都市基盤が充実していく「まち」を目指します。

◆ 主な個別計画

・都市計画マスタープラン	・QRUWA戦略
・立地適正化計画	・空家等対策計画
・土地利用基本計画	・緑の基本計画
・地域公共交通計画	・住生活基本計画
・自転車活用推進計画	・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画
・景観計画	・上下水道ビジョン
・歴史的風致維持向上計画	

◆ 達成をめざすSDGs



◆ 主な取組

- ① **経済成長を呼び込む土地利用の誘導・推進**
市中心部では土地の高度利用を促進し、都心としての高度な商業・サービス業・居住機能等の集積を進めます。市域周辺部では広域交通機能を活かした広域集客施設や製造業拠点の立地支援に取り組み、市内経済の持続的な成長・発展に寄与する規制・誘導を行っていきます。
- ② **将来を見据えた持続可能な都市政策の推進**
人口構造が変化する将来においても豊かな暮らしを実現するために、コンパクトなまちづくりを進めます。市民の暮らしに向き合い、地域や利用者の実情に応じた、安全安心な都市政策を戦略的に実現します。
- ③ **安全・円滑・快適な交通環境の整備**
東岡崎駅や岡崎駅などの拠点間の移動サービスの充実を図るとともに、共助型交通(自家用有償旅客運送等)により「交通空白」における移動手段を確保し、交通ネットワークを構築します。少子高齢化・労働人口減少局面においても持続可能な公共交通に向けて交通事業者との連携を推進します。また、渋滞の解消を図るとともに、道路の交通安全対策、バリアフリー、自転車の利用環境整備等、安全で円滑に移動できる道路ネットワークの構築に向けて道路整備を促進・推進します。
- ④ **居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成**
都市拠点である東岡崎駅・岡崎駅周辺地区を中心に、駅と周辺市街地との空間やサービスの連携を意識し、回遊性に優れた居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成します。
- ⑤ **小さな拠点の形成による地域づくりの推進**
人口減少・高齢化が進む中山間地域では、基幹となる集落に生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結び、暮らし続けられる環境を維持するとともに、地域内外の人材やノウハウの交流・連携からイノベーションが持続的に創出される地域づくりを推進します。
- ⑥ **ライフステージに応じた居住環境の創出**
市内にある既存ストックや良好な住環境を活かしながら、質の高い住宅の整備・誘導を図ることにより、ライフスタイルや年齢に応じた住まい方や働き方が可能となる住環境を創出します。
- ⑦ **魅力あふれる都市空間の形成**
地域の約6割を森林が占める豊かな自然環境や徳川家康公誕生の地にみる歴史文化など本市固有の資源に光を当て、快適で住み心地のよい岡崎らしい個性と魅力あふれる都市空間を形成します。

28

図3-2-2 分野別の主な取組み[都市インフラ](第7次岡崎市総合計画)

分野別の主な取組 (7) 誰もが学び活躍できる社会づくり (教育・文化)

◆ 10年後の想定社会状況

「価値観の多様化」や「その多様性を受容する社会構造」がこれまで以上に浸透することで、学びの体系も複雑化するが、新技術の発展・普及によりオンデマンドな学びの機会に恵まれた社会を迎えています。

◆ 分野別指針

今後、大きな社会変化が起こった場合も、新たな価値や将来を創り出すために、市民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに想い描く幸せや活躍を実現できるまちを目指すとともに、学校教育・社会生活の中でおかげさまで育まれていくまちを目指します。

◆ 主な個別計画

- ・文化振興推進計画
- ・スポーツ推進計画
- ・スポーツ施設配置整備方針
- ・生涯学習推進計画
- ・学校教育等推進計画
- ・文化財保存活用地域計画

◆ 達成をめざすSDGs



◆ 主な取組

- ① **こども一人ひとりを大切にした教育の推進**
こどもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、全てのこども一人ひとりの個性や多様性を大切にする教育を推進します。また、グローバル教育やキャリア教育、ICTを活用した教育など、時代の変化や社会のニーズに対応した教育の充実を図ります。
- ② **多様な教育的ニーズへの対応**
さまざまな事情を抱えたこどもたち一人ひとりに寄り添い、きめ細かに対応するため、外国人児童・生徒への適応支援やいじめ・長期欠席への対策など、個別のニーズに対応した取組を推進します。
- ③ **社会課題に柔軟に対応した学び環境の実現**
教職員の多化解消に向けた取組を推進し、教職員がこどもと向き合う時間を充実させます。また、人口減少や気候変動を見据えた計画的かつ効率的な教育環境の整備と地域の状況に応じた学校規模の適正化を進めます。
- ④ **スポーツを通じた地域づくりの推進**
市民の地域のスポーツ活動への参画を通じて地域コミュニティを形成するため、高齢化が進行しているスポーツ指導者において若者や女性などの新たな担い手を確保し、学校や地域と連携してスポーツに取り組む機会の充実を図ります。
- ⑤ **豊かな文化の維持継承**
本市が有する豊富な歴史文化や文化芸術を未来に向けて維持・継承するため、文化振興をけん引する新たな担い手を発掘・育成するとともに、活動の持続的な支援体制を構築します。
- ⑥ **スポーツや文化を通じた地域経済の活性化**
スポーツや文化においては、企業や団体等の地域産業との連携や、観光・まちづくり等の他分野との連携を通じて新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促進します。

図3-2-3 分野別の主な取組み[教育・文化](第7次岡崎市総合計画)

(2)岡崎市都市計画マスタープラン（令和8年3月改定）

『岡崎市都市計画マスタープラン』は、『第7次岡崎市総合計画』が目指す将来都市像を実現するため、土地利用、市街地整備、都市施設等の都市計画部門に関する具体的な施策の方向性を示したものであり、「自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎」を都市づくりの基本理念と定め、都市像と都市づくりの目標を設定している。

5つある都市像のうちの1つに「自然・歴史・文化の趣を実現できる都市」を掲げ、その都市像の実現を目指した3つの目標として、「地域資源を活用した観光まちづくりの推進」「賑わい・交流を促進する環境の創造」「地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備」を設けている。

1.都市づくりの基本的な考え方

■都市づくりの基本理念

自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎

■都市像と都市づくりの目標

【都市像1】

新たな活力を創造する都市

- 目標1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化
- 目標2 市内企業の産業競争力の向上
- 目標3 駅や駅周辺の都市機能強化による産業振興

【都市像2】

将来にわたって持続可能な都市

- 目標1 コンパクト・プラス・ネットワークの取組みによる持続可能な都市構造への転換
- 目標2 公民連携まちづくりや既存ストックの効率的な利活用の推進
- 目標3 地域コミュニティの維持
- 目標4 自然環境と調和した都市づくり
- 目標5 新技術導入による持続可能な都市の実現

【都市像3】

住みやすい、住み続けられる都市

- 目標1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境の創造
- 目標2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進
- 目標3 誰にもやさしい交通環境の整備

【都市像4】

自然・歴史・文化の趣を実感できる都市

- 目標1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進
- 目標2 賑わい・交流を促進する環境の創造
- 目標3 地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備

【都市像5】

安全安心に暮らせる都市

- 目標1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成
- 目標2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化

都市づくりの基本理念は、第7次岡崎市総合計画が目指す将来都市像を実現するための都市計画に関する基本的な考え方で、本市固有の資源である「自然・歴史・文化」を守り、生かしながら、魅力ある住みやすい暮らしを「新たなくらし」とし、積極的に機能強化を図り産業振興などを推進する「活力」を創造することで、本市独自の都市構造が構成される「風格ある都市」を目指します。

目標1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進

本市の豊富な自然・歴史・文化といった地域資源を、市民自ら活用、発信することで、市民も来訪者も楽しむことができる観光まちづくりを推進します。

目標2 賑わい・交流を促進する環境の創造

市内に広く分布する本市ならではの地域資源の回遊性を高め、まちに賑わいと活気を生み出し、市全体での交流を創造します。

目標3 地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備

自然・歴史・文化といった地域資源をリデザインし、魅力ある公共空間の整備を推進します。

図3-2-4 都市像と都市づくりの目標(岡崎市都市計画マスタープラン)

2.分野別都市づくり計画

■分野と分野別の基本方針

分野	基本方針
土地利用	1 地域の特性に応じた良質な居住環境の形成 2 QURUWA地区の公民連携まちづくりによる暮らしの質とエリア価値向上 3 地域の特性に応じた都市機能の導入・集積による利便性が高く魅力ある市街地の形成 4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導 5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導 6 土地利用混在箇所の相互の調和による操業環境・居住環境の確保 7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域、都市計画区域外の自然環境の保全
市街地整備	1 都市拠点などにおける都市機能の更新や地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成 2 産業用地の整備 3 土地区画整理事業などの確実な推進による良好な市街地の形成 4 低未利用地などの利活用の推進
道路・公共交通	1 広域道路網の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進 2 安全で快適な歩行者、自転車通行空間の確保 3 鉄道やバス、次世代モビリティなどの連携による公共交通ネットワークの構築 4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン化の推進 5 都市経営の観点からの管理の推進
公園・緑地	1 生活に密着した公園の整備推進 2 風致地区や生産緑地地区、社寺林などの自然環境の保全 3 長期未整備の都市公園の計画などの見直し 4 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進
その他都市施設	1 治水・浸水対策の強化 2 河川の良好な水質の確保 3 自然環境に配慮した川づくり 4 親水性の高い水辺空間の創出と活用 5 インフラ類型の都市施設の計画的な更新と適切な維持管理 6 ハコモノ類型の都市施設の計画的な更新と適切な維持管理
景観・自然環境	1 景観計画及び歴史的風致維持向上計画に基づく景観や歴史・文化資源の保全と活用の推進 2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進 3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導 4 無秩序な開発の抑制による自然環境及び農地の保全・活用
防災	1 市街地の耐震化や不燃化の促進 2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進 3 土砂災害対策の強化 4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進 5 復興事前準備の取組みの推進

■基本方針の考え方

- 基本方針1 景観計画及び歴史的風致維持向上計画に基づく景観や歴史・文化資源の保全と活用の推進**
 景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づき、ビスタラインなど市民共有の財産として守られてきた地域固有の歴史的風致の維持向上や良好な景観形成により、魅力の高い市街地を形成します。
- 基本方針2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進**
 点在する多彩な歴史・文化資源のネットワーク化を図り、市民や来訪者の回遊性を向上させ、地域の活性化、エリアの価値の向上につなげます。
- 基本方針3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導**
 本市を特徴づける資源である水辺空間は、眺望も含めたその環境を保全し、良好な景観を誘導します。
- 基本方針4 無秩序な開発の抑制による自然環境及び農地の保全・活用**
 本市の市街地周辺から山間部にかけての地域に分布する森林は、水源かん養や土砂災害防止、保健・レクリエーション、生物多様性保全などの多面的機能を有しているため、無秩序な開発を抑制し、持続可能な森林づくりを行います。
 本市のまちなかや中山間地域に分布する農地は、米や野菜などの食料を安定的に供給する基盤であるとともに、国土の保全、雨水の一時的な貯留による洪水や土砂災害の防止、水源かん養、都市景観の向上、生物多様性の保全、文化の伝承といった多面的機能を有しているため、無秩序な開発を抑制し、農地を保全します。
 本市の豊かな農業環境を生かし、周辺環境や景観に配慮しつつ、市民自らが農に触れる機会や生産者と交流する機会を提供する場の創出に取り組みます。

図3-2-5 分野別の基本方針とその考え方(岡崎市都市計画マスタープラン)

(3)岡崎市景観計画（令和8年3月変更）

平成16年(2004)の景観法の施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を活かした岡崎のまちづくりに向け、多様な景観施策の展開を目指したマスタープランとして『岡崎市景観計画』を策定し、「美しく風格ある岡崎の創生～自然・歴史・暮らしをつなぎ、誇りと愛着を育む景観まちづくり」を基本理念に、将来の景観像を次のように位置付けている。

この基本理念、景観像を踏まえ、市全体の良好な景観形成を図る上での基本方針の1つとして「固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成」を掲げている。

■景観像(歴史・伝統)

歴史が輝き、伝統が息づく景観

景観像（歴史・伝統）

古くから東西交通の要衝であり、城下町や宿場町、門前町等を基盤として発展し、今も威風堂々たる歴史・伝統が息づいています。

歴史的な建造物やまちなみ、文化財等を保全・活用しながら、暮らしの中に歴史と文化の薫る景観を形成します。



■景観形成の基本方針

(2) 固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成

徳川家康公生誕の地である岡崎城をはじめ、本市においてこれまで培われてきた数多くの歴史的・文化的資産は、固有の歴史を継承しながら発展を続ける都市の風格を感じさせるものです。

この固有の歴史・伝統を守り、未永く将来にわたり継承する景観形成を進め、歴史と未来をつなぎます。



歴史と未来をつなぐ

□地域固有の歴史や成り立ちを表現する

古くからの道路の線形等の「土地の記憶」を活かし、新たなデザインへ反映 等

□歴史的・文化的資産を発掘し、保全・活用する

歴史的建造物等の外観の保全、地域の景観まちづくりの核としての活用 等

□城下町、宿場町及び門前町等の風情をつくる

城下町等の地域特性を表現する要素を活用し、歴史的建造物等と新たなデザインとの融合・調和を図り、まとまりや連続性のあるまちなみを形成 等

□岡崎城のシンボル性を高める

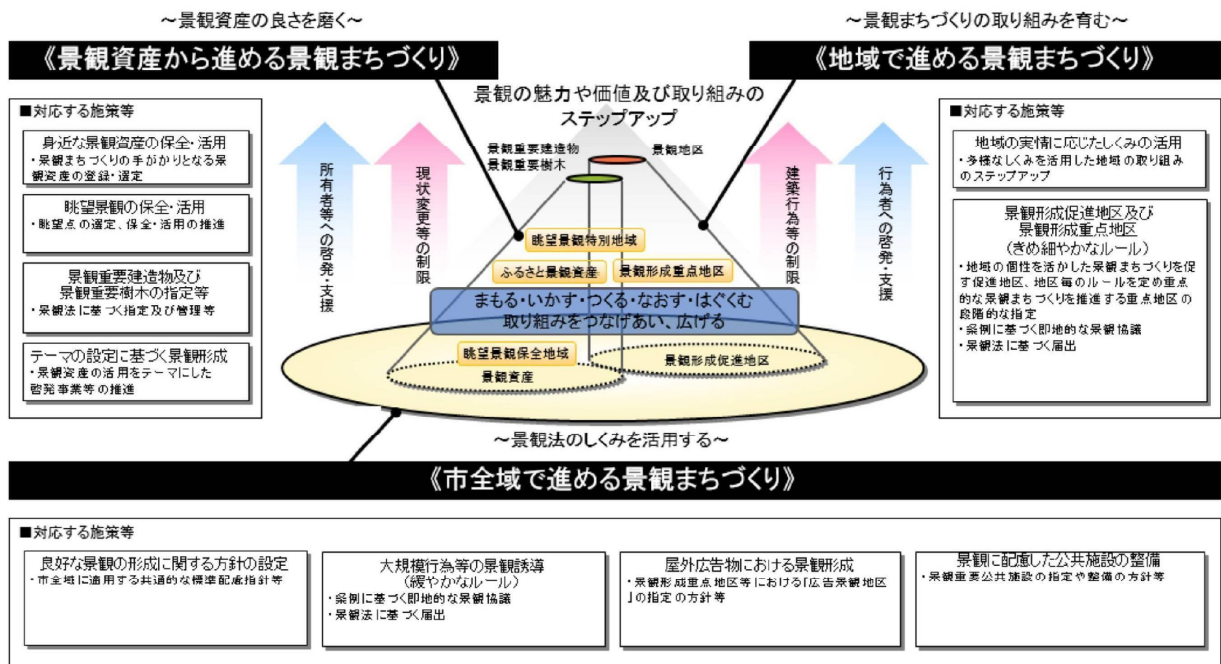
主要な眺望点（大樹寺、殿橋、矢作橋、明神橋等）からの岡崎城への眺望の確保、岡崎城と周辺市街地の建築物等との調和による眺望景観の魅力向上 等

図3-2-6 岡崎市の歴史・伝統に関する景観像と景観形成の基本方針(岡崎市景観計画)

また、岡崎らしい景観を形成していくために、特に重要な区域を「景観形成重点地区」として位置付け、地域別の方針や詳細なルールを定め、良好な景観の形成を誘導していくこととし、総合的なまちづくりの推進に向けて、まちづくりの機会を魅力的な景観づくりへと展開する「景観まちづくり」を積極的に進めていくこととしている。

「景観まちづくり」を進めるための施策としては、景観に影響を与える個別の開発行為や建築活動を規制・誘導する施策、良好な景観形成の先導的役割を担う公共施設の整備や良好な景観形成に関する事業の実施、市民の景観に対する意識を高めるための普及啓発などを進めていくこととしている。

さらに、岡崎市景観計画では、良好で美しい景観を形成するため、規制・誘導そして支援の対象として、景観計画区域(市全域)において、具体的な景観形成の方針やルールの策定及び景観形成上の重要な建築物や樹木の指定を行っている。



3つの景観まちづくりの施策展開図

図3-2-7 景観まちづくりの進め方(岡崎市景観計画)

(4)岡崎市文化財保存活用地域計画（令和3年7月認定）

『岡崎市文化財保存活用地域計画』では、本市の歴史文化資産を取り巻く状況を整理・分析した上で、保存・活用のための基本方針を定め、計画期間内に実施する具体的な取組み・事業を示した。本計画を文化財行政におけるマスタープランかつ、措置を定めたアクションプランと位置付けて事業の推進を図る。

本計画では4つの保存・活用の方向性を定め、この方向性に則った5つの分類の基本方針に基づく措置を推進することで、基本理念である「歴史と文化に親しみ おかざき愛を育む地域づくり」の実現を目指す。

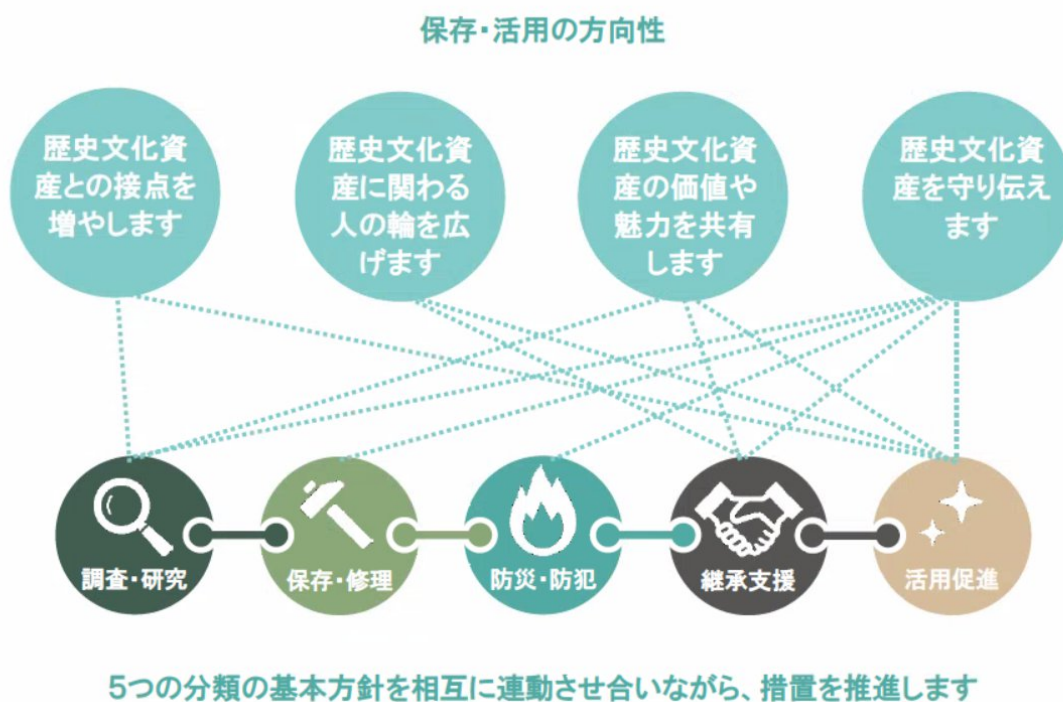


図3-2-8 基本理念と文化財の保存・活用の基本方針
(岡崎市文化財保存活用地域計画)

本計画では、文化財保護法第2条で規定する文化財や埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、その類型に収まらない本市固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るすべてのものやこと（生活文化、名産品、地場産業など）を含めて「歴史文化資産」と表記する。

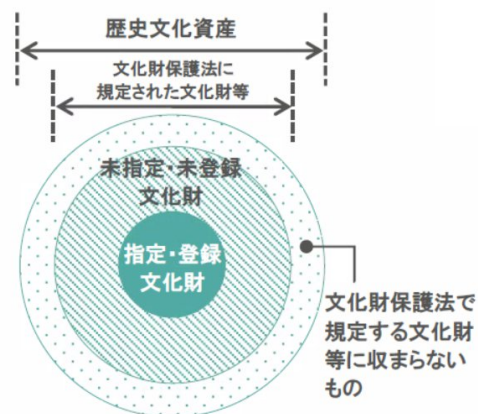


図3-2-9 文化財保存活用地域計画における文化財
(岡崎市文化財保存活用地域計画)

(5)岡崎農業振興地域整備計画（令和元年11月計画見直し）

『岡崎農業振興地域整備計画』は、農業生産に必要な農用地を確保し、農業の健全な発展を促進することを目的として、農用地利用計画をはじめ、農業生産基盤の整備開発計画、用地等の保全計画等を示している。

農用地利用計画における農用地等利用の方針として、本市の農用地は、水稻主体の持続的な農用地の利用等を図るため、以下のような内容を示している。

■農用地等利用の方針（一部抜粋）

本市における農用地は、安定した米の生産をベースとした営農体系を整え、他産地よりも“売れる米づくり”を基本に、農地中間管理事業を活用した農地の集約化・集積による農業経営の規模拡大の推進のほか、新規需要米(米粉用米及び飼料用米等)、大豆、麦または野菜等への転作を進め、利用に努めていく。

畑は、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の多品目化による地産地消を、今後も産直施設が充実した本市の特徴を生かして実施し、また、6次産業化(生産・加工・販売)による農地の高度利用に努めていく。

併せて、小中学生や都市住民の農作業体験の場として、観光農業の維持発展に努めるとともに、市民農園や観光農園として農地の利用に努めていく。

一方、中山間地域は、自然条件等の特性を生かした産地形成を目標に、水稻と併せて野菜・花き・畜産等を主体とする専業農家と、他産業で就業する兼業農家が、その役割分担を明確にした地域複合としての農業の発展を目指し、そのための効率的な土地利用を図る。

付図1号 土地利用計画図
農用地利用計画変更図

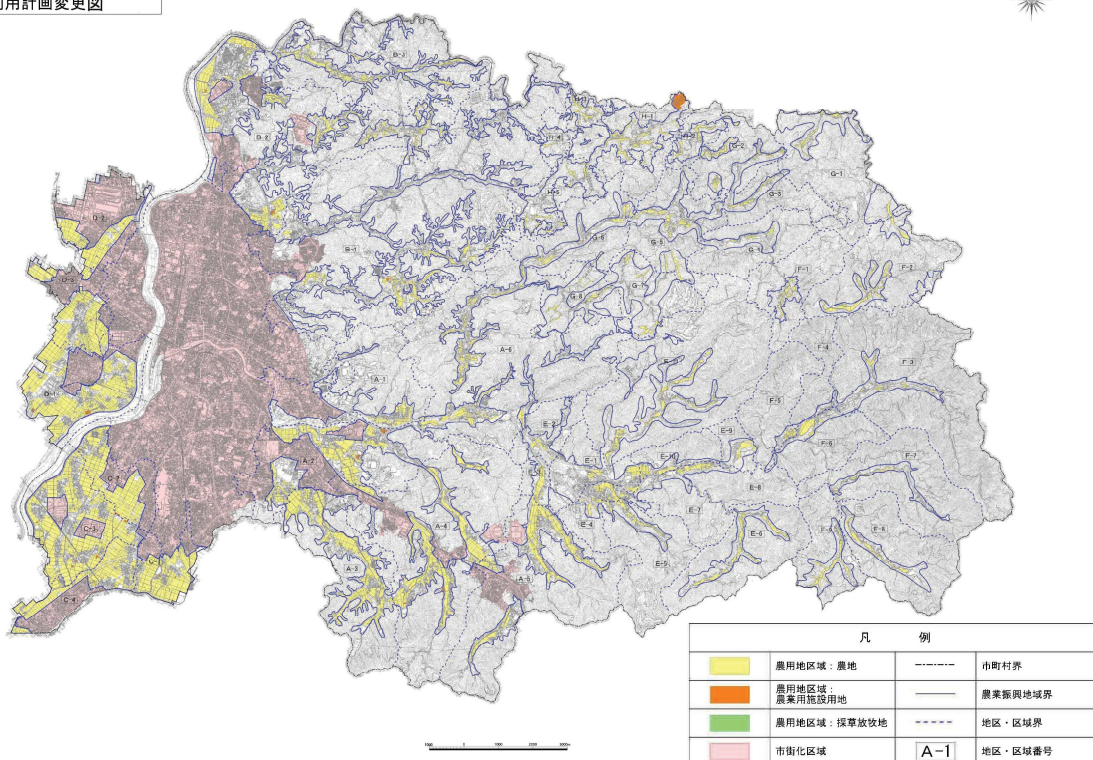


図3-2-10 土地利用計画図(岡崎農業振興地域整備計画)

(6)第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和5年3月改訂）

『第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、平成26年(2014)11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された計画(計画期間：平成27年度(2015)～令和元年度(2019))の2期目の計画である。

本計画では、4つの基本目標を掲げるとともに、それぞれに対して基本的方向を示している。

基本目標① 未来のまちづくり

- 基本的方向① 公共投資だけではなく民間投資を合わせて誘導することで、新たな都市課題に対応した多世代・多機能な骨太の集約連携型都市を実現し、市民の暮らしの質の向上を図る。

基本目標② 未来のひとづくり

- 基本的方向② すべての市民が活躍できるよう、町内会組織による地域課題解決の取組をはじめとする地域住民の活躍を支援しつつ、より多様性を受容する社会へと変革し、多様な主体や個人が活躍できる地域共生社会の実現を図る。

基本目標③ 未来のしごとづくり

- 基本的方向③ 各産業の事業者の活動や進出を促進し、未来をけん引する産業の育成・誘致を進め、市民が多様に活躍できる就労環境の構築を図っていく。

基本目標④ 未来のパートナーシップづくり

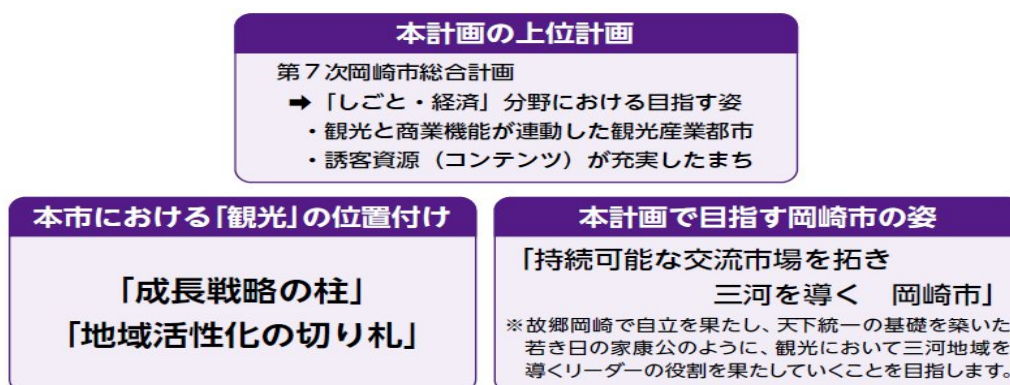
- 基本的方向④ 先進技術の活用などで都市経営のスマート化を進めるとともに、幅広く民間事業者とパートナーシップを確立・強化し、公民連携を誘発していくことで、市民・事業者・行政の連携によるまちづくり体制の構築を図る。

図3-2-11 基本目標と基本的方向(第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(7)岡崎市第2次観光基本計画（令和6年3月策定）

『岡崎市第2次観光基本計画』は、『第7次岡崎市総合計画』に掲げる将来都市像「一步先の暮らしで三河を拓く中枢・中核都市おかざき」の実現に向けて、観光を本市の「成長戦略の柱」及び「地域活性化の切り札」として位置付け、観光による持続可能な交流市場の開拓を進めることを通して、市域及び市域経済の活性化を図ることを目的としている。

■位置づけ・基本目標



◎基本目標

観光客の感動を市民の幸せにつなげる 観幸都市の創造
※本計画における市民＝岡崎で暮らす人、岡崎で働く人、岡崎の観光に携わる人

(目標数値)

- **観光客満足度 80%以上 (≒10%増)**
(令和5年度本市観光アンケート「満足」+「概ね満足」=73%) ※岡崎市来訪経験者へのインターネット調査
- **市民満足度 60%以上 (≒10%増)**
(令和3年度市民意識調査11段階評価「5～10」=55%) ※岡崎市の「観光・商業の取組」に対する市民の満足度

■重点事業と重点事業を構成する主な事業(例)

重点事業1 シン・岡崎観光「もっと岡崎、きっと家康ツーリズム」

- ①国内屈指の規模を誇る岡崎城郭を始め、寺社や文化財、市内各所に残る砦・山城跡等の本市の強みを活かした歴史観光の磨き上げ
- ②若き家康公を中心に、岡崎時代を共に生きた家族・家臣・松平氏等を題材とした大河ドラマ観光の継承とレガシーづくり

重点事業2 若者流入促進「カモン若者ツーリズム」

- ①岡崎観光伝道師の更なる活用と活躍支援
- ②夜間の観光消費を促進するナイトタイムエコノミーの取組による若者誘客と地域経済活性化

重点事業3 未来へつなぐ「サステナブルツーリズム」

- ①観光イベントや地域の祭りなど、観光関連伝統行事の保存・継承への支援
- ②観光関連産業の育成、観光関連産業に携わる人々の働き甲斐獲得への支援

重点事業4 どうする岡崎「オリジナル観光マーケティング」

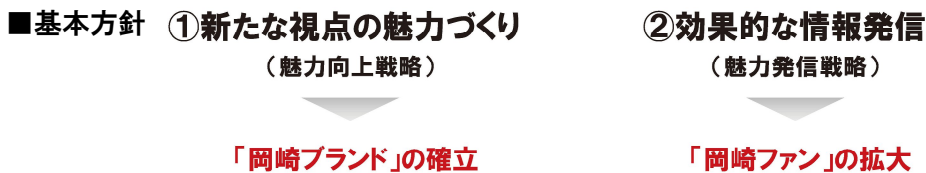
- ①本計画の策定・進捗管理、計画推進委員会(有識者等)、市民、事業者等からの意見聴取
- ②観光に関する統計データを整理した岡崎市観光白書の編集・発行

図3-2-12 位置付け・基本目標と重点事業(岡崎市第2次観光基本計画)

(8)岡崎市シティプロモーション戦略（平成26年3月策定）

『岡崎市シティプロモーション戦略』では、シティプロモーション活動の定義を「将来にわたり市が活力を維持し持続的に発展するため、魅力づくりを推進し、それを市内外に発信する活動」と定め、「岡崎ブランドの確立」のための「新たな視点の魅力づくり(魅力向上戦略)」、そして「岡崎ファン」の拡大のための「効果的な情報発信(魅力発信戦略)」の2つを基本方針としている。

また、本市の伝統や文化を革新し、新しい価値を生み出そうとする未来に向かった前向きな活動を、「岡崎ルネサンス」活動として推進し、本市の活力維持、持続的な発展に繋げていくこととしている。



市内外の多くの人から認められ、選ばれる都市となり、
本市の活力の維持、持続的な発展へ繋げる

■戦略



■取組み例



図3-2-13 基本方針と戦略(岡崎市シティプロモーション戦略)

(9)第2次岡崎市文化振興推進計画（令和4年3月改定）

『第2次岡崎市文化振興推進計画』では、前計画から踏襲した、「伝統と市民文化が息づく家康公のふるさと岡崎」を基本理念に掲げ、独自の文化振興を図ることを目指している。

これは、「家康公の生誕地としてこれまで継承されてきた伝統文化と、豊かな市民文化からなる岡崎の文化が本市の個性として確立し、全国に発信、紹介され、市民が岡崎市に暮らすことに誇りを持てる文化の薫り高い都市となる」ことを明文化したものであり、理念実現のため、3つの基本方針を定め、数多くの事業を展開している。

とりわけ、基本方針2では、「歴史文化の継承と活用」として関連する施策をまとめており、「歴史文化を活かしたまちづくり」についても位置付けている。

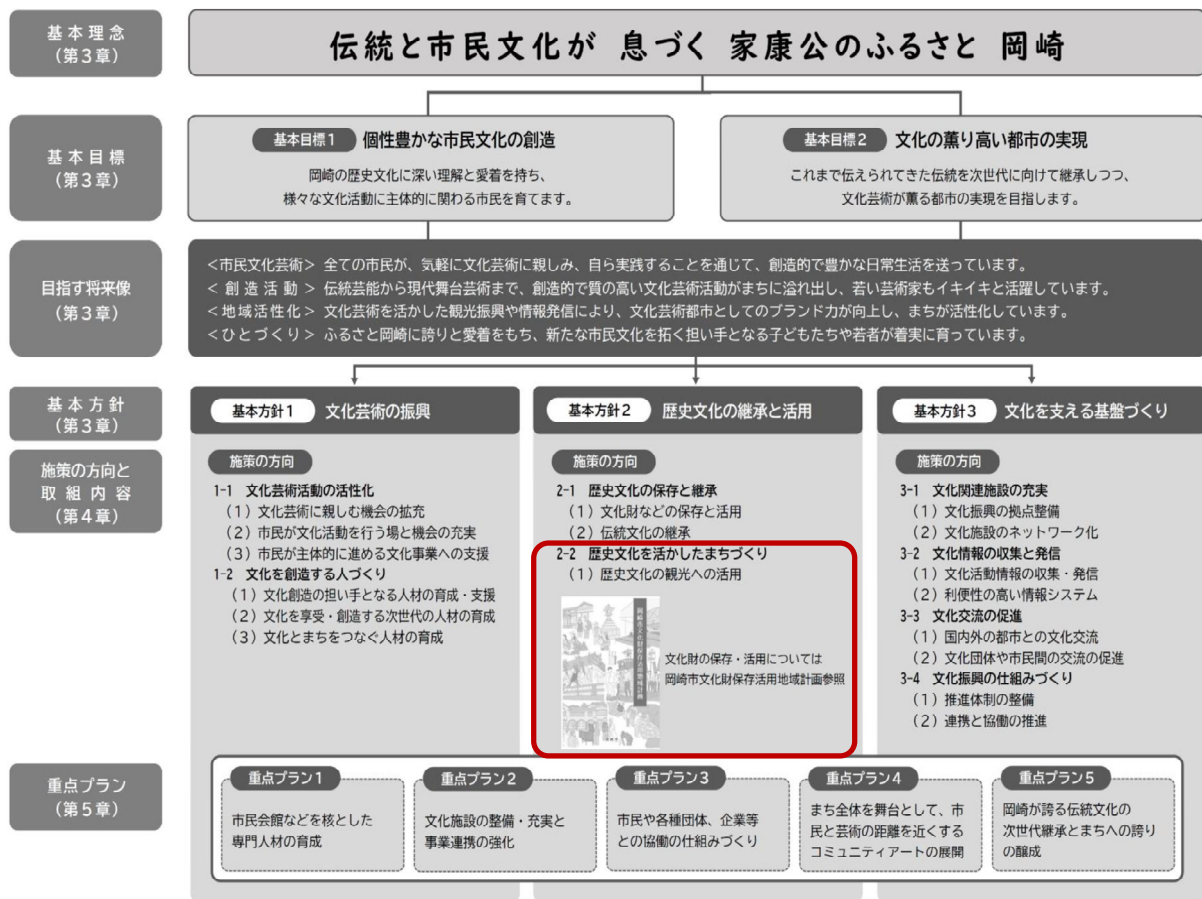


図3-2-14 施策の体系(第2次岡崎市文化振興推進計画)

(10)第2次岡崎市環境基本計画（令和3年3月策定）

『第2次岡崎市環境基本計画』は、豊かな自然の恵みを享受しながら、自然とふれあい、活気にあふれた未来都市を形成することを目指して、「自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会『環境共生都市 岡崎』」を環境ビジョンに掲げるとともに、5つの環境目標と、それを実現するための施策の方向性及び重点施策を示している。

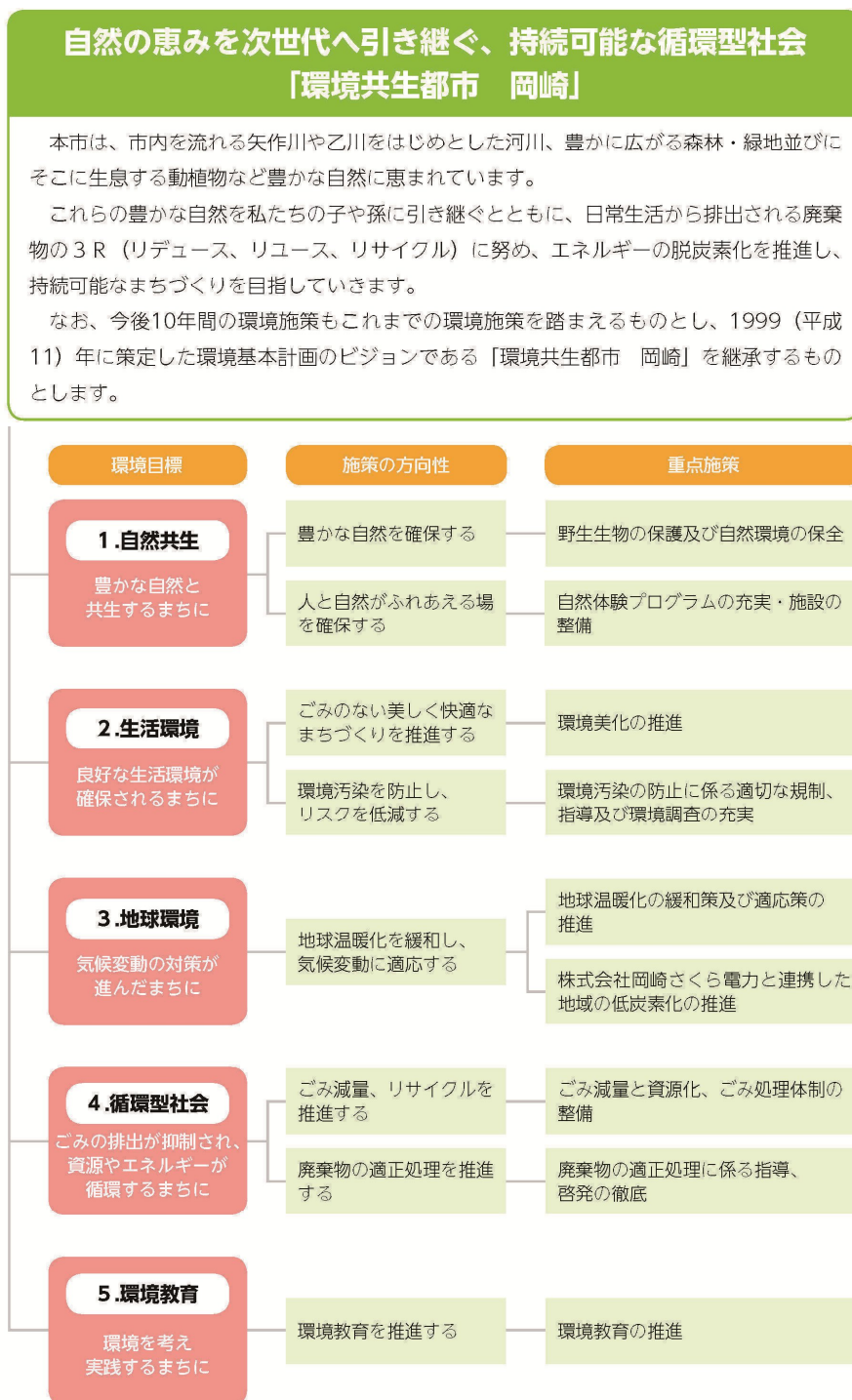


図3-2-15 環境ビジョンと環境目標等(第2次岡崎市環境基本計画)

(11)岡崎市産業労働計画（令和3年3月策定）

『岡崎市産業労働計画』は、「仕事のしやすい働き甲斐のある共創イノベーション都市 岡崎」を将来都市像に掲げるとともに、将来都市像の実現に向けた5つの基本戦略を示している。

令和の新しい時代を迎え、未来志向の「イノベーション」を生み出す都市として、また、多様な人々の価値観やライフスタイルに寄り添った仕事のしやすい、働き甲斐のある都市として、事業者や市民から選ばれる都市になることを大きな使命として、各種施策を講じていくことが示されている。

■将来都市像

仕事のしやすい 働き甲斐のある 共創イノベーション都市 岡崎

基本戦略1 中小企業・小規模事業者の振興

本市の雇用と経済のみならず、地域社会そのものを支え続ける中小企業・小規模事業者が未来に向けて持続的な成長・発展を遂げるために、中小企業等がこれまでに培った技術・知見・信頼・実績等の強みを活かしつつ、国内外の多様かつ革新的な技術・知見・人材等との共創・交流による新たな価値の創造につながるよう、中小企業等の挑戦意欲を高める取組を進めます。

基本戦略2 ものづくり産業・新産業の振興

本市の基幹産業である製造業及び製造業周辺産業を含む「ものづくり産業」の強靱化を目指して、ものづくり産業のイノベーションに不可欠なデジタル技術などの革新的な技術を活用した先端産業や新産業の参入・創出を推進・誘導し、本市産業の柱として「魅力ある仕事」を引き続き創造するなど、企業立地や企業活動のしやすい環境づくりを進めます。

基本戦略3 商業機能と観光の連動

商業・サービス業はもとより、工業・農林業を含むあらゆる分野の産業に存する「商業機能(市民・消費者への直接的なサービス提供機能)」が本市の多様な観光資源と連動・共創し、誘客資源の充実が地域の活気や賑わいにつながり、市民・事業者・労働者・来街者がまちの魅力や楽しさを実感できるまちづくりを進めます。

基本戦略4 創業・起業のしやすい環境の整備

高度な専門技術を始め、独創的なアイデアや信頼性の高い研究成果等から生まれた新製品・新サービス等によって、社会課題の解決、あるいは、社会への新たな価値の提供を目指すソーシャルビジネスを推進・誘導しつつ、本市で生まれ・育ち・学び・働き・暮らす人々が創業・起業の魅力を理解し、夢と希望を持って、いつでも、何度でも、創業・起業にチャレンジできる環境づくりを進めます。

基本戦略5 産業人財の育成・働き甲斐の獲得

「働きやすい職場環境の整備」と「生産性向上による経営基盤の強化」を一体的に進める質の高い働き方改革を、国・県・本市の各種施策と連動して推進しつつ、多様な人材の活用・活躍により「人材」を「人財」にかえる「社会人のための教育(リカレント教育)」の環境整備を進め、仕事を通して誰もが働き甲斐を実感できる環境づくりを進めます。

図3-2-16 将来都市像と基本戦略(岡崎市産業労働計画)

(12)岡崎市地域公共交通計画（令和4年3月策定）

『岡崎市地域公共交通計画』は、『第7次岡崎市総合計画』を上位計画とし、その主要課題に対して、他の分野政策・計画と連携・連動を図りながら、地域交通網の形成及び確保に資するマスタープランとするための計画である。また、都市計画や地方創生、環境、住宅、福祉、観光振興などの本市の各分野の計画との調和・整合を取り、各種計画の推進を交通の面から支援するものである。



図3-2-17 計画の理念と基本目標・基本方針(岡崎市地域公共交通計画)

(13)岡崎市緑の基本計画（令和3年3月改訂）

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて策定される計画であり、緑地の保全や公園の整備、公有地や民有地の緑化の推進など、都市の緑全般についての将来像とそれを実現するための施策を明らかにすることを目的とし、緑地の保全及び緑化の目標や、それに向けた方針及び施策を定めるものである。

『岡崎市緑の基本計画』では、「緑とともに未来を歩む風格あるまち おかざき」を計画の理念とし、その理念を達成するために掲げた4つの基本目標のうちの1つに、「岡崎の歴史・文化、多様な魅力を支える緑の活用」を掲げ、5つの基本方針を設定している。

特に、基本方針①「歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用」においては、「旧東海道、岡崎城公園などのマツを保全し、岡崎市の歴史的景観を維持する」「歴史的文化資産などを際立たせ、人々が守り育ててきた緑を保全する」などの推進施策が示されている。

■計画の理念

緑とともに未来を歩む風格あるまち おかざき

■基本目標・基本方針（一部を抜粋）

基本目標3 岡崎の歴史・文化、多様な魅力を支える緑の活用

本市の歴史・文化・自然資源と一体となった特色ある緑や大規模公園など、内外に岡崎市の魅力を発信する拠点的な緑の価値をより一層高めるため、民間事業者との連携など多様な手法を取り入れた保全・維持管理・活用を推進します。

【基本方針】

- ①歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用
- ②水と緑のふれあいの場の創出と活用
- ③岡崎を代表する公園の魅力の向上
- ④魅力的なまちづくりに資する花と緑の活用
- ⑤健やかな暮らしを支える緑の活用

歴史あるマツ並木や名木の保全と育成



本市のシンボルとなっているマツやサクラの並木・名木などの樹勢診断や病虫害対策を進め、樹木の保全と健全な育成を図ります。

岡崎公園（岡崎城跡）の魅力の向上



岡崎公園（岡崎城跡）は、適切な樹木や植物の管理を進め、城跡にふさわしい景観づくりを進めます。

※上図は、令和3年3月改訂の計画内容を抜粋しているため、「岡崎公園」は変更前の名称を表示している。

図3-2-18 計画の理念と基本目標・基本方針（岡崎市緑の基本計画）

(14)乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画(QURUWA戦略) (令和6年3月改訂)

【まちづくりの目的】

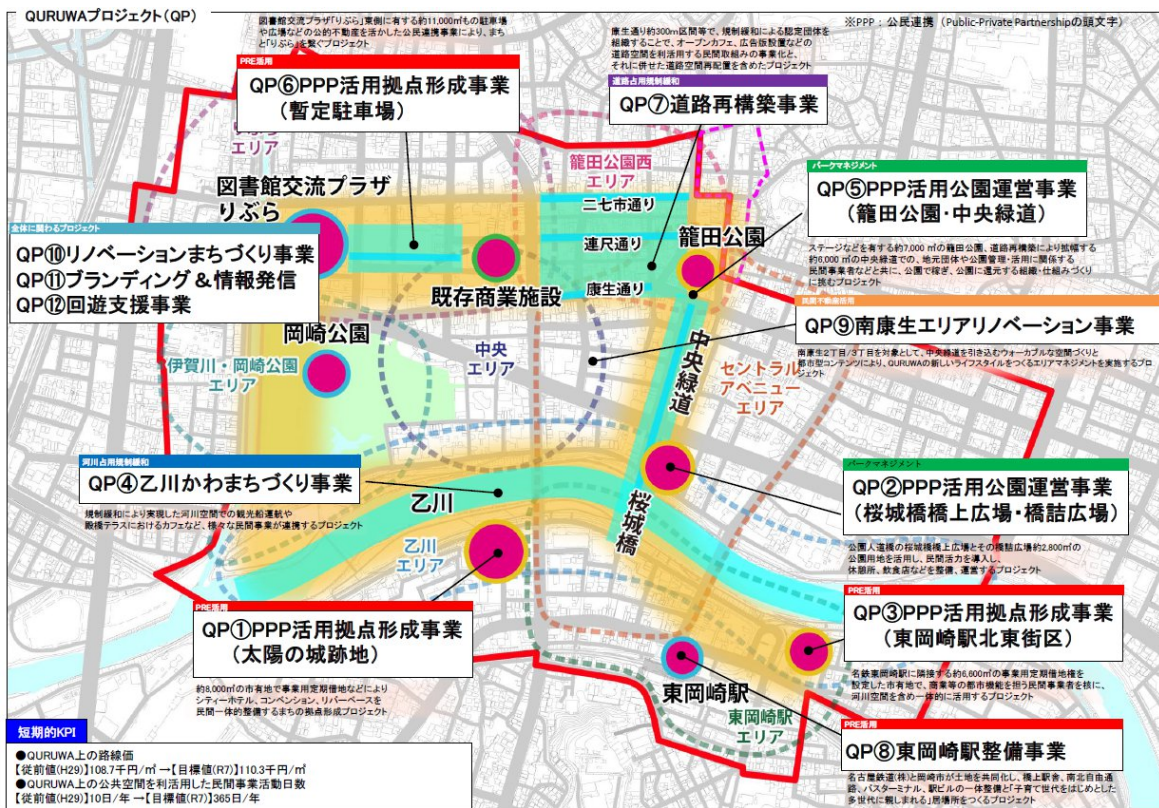
「これからの100年を暮らすウォーカブルなまち-新しい住み方・働き方・遊び方を楽しむ-」

QURUWA地区の公共投資を経営課題の解決につなげるとともに、公共サービスの受益最大化を図る公民連携まちづくり導入のモデルとする。

そして、公民連携により市民・来街者に新たな交流・体験を通じた「良質な都市空間を楽しむ日常」と「暮らしやすいまち」として、暮らし創発都市を実現し、その結果として観光産業都市を目指す。

【QURUWA戦略とは】

QURUWA地区内の豊富な公共空間を活用して、パブリックマインドを持つ民間を引き込む公民連携プロジェクト(QURUWAプロジェクト)を実施することにより、その回遊を実現させ、波及効果として、まちの活性化(暮らしの質の向上・エリアの価値向上)を図る戦略。



※上図は、令和6年3月改訂の計画内容を抜粋しているため、「岡崎城公園」の変更前の「岡崎公園」の名称を表示している。

図3-2-19 「QURUWAプロジェクト概要図」 ※QP=QURUWAプロジェクトの略

※【QURUWA(くるわ)とは】

- ・岡崎市中心市街地の多様な魅力を味わうことができる約3kmのまちの主要回遊動線。
- ・名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎城公園など公共空間の各拠点を結ぶ主要回遊動線。岡崎城跡の「総曲輪(そうぐるわ)」の一部と重なること、また、動線が「Q」の字に見えることから、「QURUWA」と命名。

(15)岡崎市空家等対策計画（令和5年3月改定）

『岡崎市空家等対策計画』は、市域全域を対象に、令和5年度(2023)から令和14年度(2032)までの10年間を期間とし、市民の生活環境を守りつつ空き家問題を総合的・計画的に解決することを目的とし、本市の空家対策の基本方針や具体的施策を定めた計画である。

計画では、「空家等の発生抑制」、「空家等の活用促進」、「空家等の管理不全解消」、「跡地の活用促進」の4つの課題ごとに応じた具体的な取組みを示している。

6. 基本方針

快適な生活環境を保全し、災害に強いまちづくりを目指すとともに、地域活性化を図るため、庁内での連携はもとより、市、空家等の所有者等、市民等が協働することによって、空家等対策を効果的かつ効率的に実施する。

7. 主な取組

※ 新規の取組は赤字で表記

1 空家等の発生抑制に関する取組

啓発 啓発セミナー・相談会の開催、**啓発動画の作成・配信** など

相談対応 協定締結団体と連携した相談窓口の設置

達成指標 空き家対策セミナー・相談会と出前講座の参加人数 年間100人以上

2 空家等の活用促進に関する取組

流通促進 空き家バンクの運営、**流通促進プラットフォームの構築** など

支援 **活用に関する補助**、地域活性化のための活用 など

啓発 啓発セミナー・相談会の開催

相談対応 協定締結団体と連携した相談体制の構築 など

庁内連携 **中山間地域における活用**、**市街化調整区域における活用** など

達成指標 空き家バンクの申込件数 年間10件以上

3 空家等の管理不全解消に関する取組

空家法令 管理不全の空家等への対応、特定空家等に対する措置 など

支援 建築物の除却に関する補助、管理代行サービスの紹介

啓発 **一斉通知**、**地域との連携**

相談対応 協定締結団体と連携した相談体制の構築

庁内連携 関係法令に基づく対応

達成指標 特定空家等及び特定空家等候補の件数 156件以下

4 跡地の活用促進に関する取組

流通促進 **無接道等敷地の活用に関する補助**、**事業者提案制度** など

達成指標 居住誘導区域における無接道等敷地の活用件数 累計20件以上

図3-2-20 基本方針と主な取組み(岡崎市空家等対策計画)

(16)岡崎城跡整備基本計画 ー平成 28 年度改訂版ー (平成 29 年3月改訂)

『岡崎城跡整備基本計画』は「史跡岡崎城跡整備基本構想」(平成 15 年 3 月策定)、「史跡岡崎城跡整備基本計画」(平成 16 年 3 月策定)の理念・方針に沿う。岡崎城跡の歴史文化資産としての価値を高めるため、史跡指定範囲内の整備のみならず、近世の城下町を含めた総構え全体についても一体としてとらえ、史跡を未来へ確実に保存し、本質的価値を顕在化させること、史跡部分の整備を城下町である市街地へつなげ、流れ(ストーリー)のある総構えの整備・活用を目指すこととしている。

■整備基本方針

①整備理念

- ◆岡崎城は、中世末期の築城時から近代に至るまで歴史や政治の舞台として岡崎のまちを形成してきた現在の都市の核であり、本市の歴史文化保護の象徴として位置づけ、将来に渡り確実にその価値を継承し保存していく。
- ◆岡崎城跡ならではの特性や価値を顕在化する城跡整備を目標に掲げる。その保存管理の方法を確立し、史跡保存の目的にかなった文化財活用整備を進めていく。
- ◆総構え等の城郭遺構がもつ価値を史実に基づきわかりやすく示すことで、良質な都市空間を形成し、観光やまちづくり、文化財活用ネットワークの拠点として整備する。利用者に対し岡崎城跡の魅力の向上を行い、総じて市民に身近な存在で愛着のある整備を図る。

②整備基本方針

◆調査研究

- 継続的な調査研究による岡崎城跡の全容の解明
- 資料の収集・整理

◆整備、活用

- 史実に基づく復元整備
- 城郭全体がわかる整備と回遊性の創出
- 資料・情報の公開活用の実施

◆史跡の保存、修復

- 城郭遺構の確実な保存
- 保存のための追加指定
- 公開活用に資する保存修復

◆環境整備

- 史跡と都市公園が調和する整備
- 歴史を感じる良質な都市空間の形成
- 史跡の風致を高める植栽整備

◆運営、維持管理

- 史跡としての保存管理
- 史跡公園としての管理体制の整備
- 理解と愛着を生む市民の関わりづくり

◆整備の基本方針

■内郭(史跡・岡崎公園)

歴史文化資産の価値を まもる・高める・いかす

■外郭(総構え・城下町)

日本屈指の城郭規模を 見せる・つなぐ・いかす

※上図は、平成 29 年3月改訂の計画内容を抜粋しているため、「岡崎公園」は変更前の名称を表示している。

図3-2-21 岡崎城跡整備に関する整備基本方針(岡崎城跡整備基本計画)

■整備基本計画

ゾーン名称	整備の方向性
内郭エリア	
内郭1ゾーン 【本丸・持仏堂曲輪・清海堀・風呂谷曲輪・坂谷曲輪(部分)】	<p>— 史跡の価値を将来にわたり確実に保存する —</p> <p>市史跡指定地を構成し、城郭中枢部である本丸を中心とした史跡の価値が良好に保存されているゾーン</p>
内郭2ゾーン 【二の丸(部分)・三の丸(部分)・東曲輪・隠居曲輪・菅生曲輪(部分)・坂谷曲輪(部分)・龍城堀・総構え(部分)】	<p>— 遺構を保全しつつ、歴史文化資産としての価値を顕在化する —</p> <p>市史跡指定地を構成し、比較的往時の空間が残され、史跡の本質的価値が内在しているゾーン</p>
内郭3ゾーン 【二の丸(部分)・三の丸(部分)・備前曲輪・浄瑠璃曲輪・菅生曲輪(部分)・北曲輪・稗田曲輪・白山曲輪】	<p>— 岡崎城内郭の市街地へ回遊性を持たせる —</p> <p>内郭のうち市史跡指定地の外側のゾーン</p>
総構え(外郭)エリア	
総構えゾーン 【籠田総門、松葉総門、御馳走屋敷、総堀、菅生川 等】	<p>— 岡崎城総構えや東海道二十七曲りへ回遊性を持たせる —</p> <p>外郭を構成する総構え内の城下町(武家屋敷・町家)ゾーン</p>

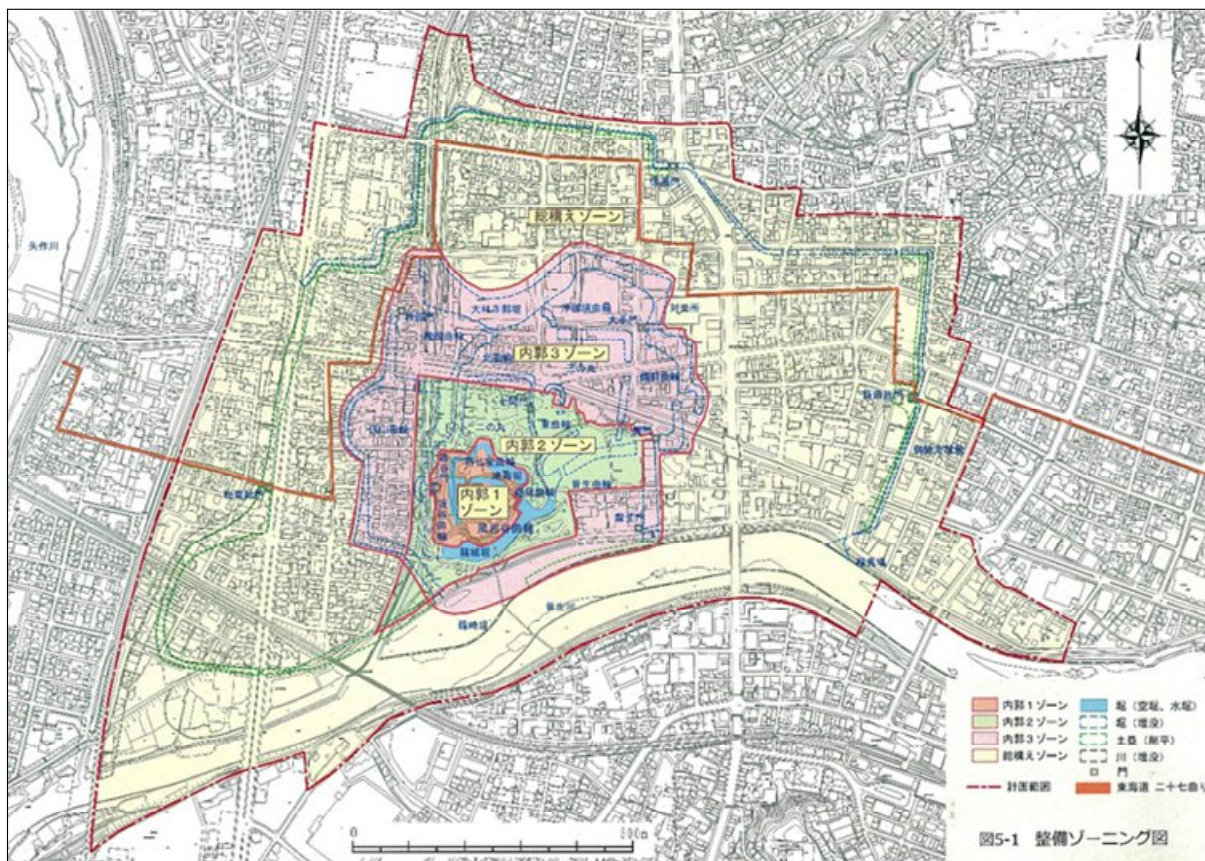


図3-2-22 岡崎城跡整備に関する整備基本計画(岡崎城跡整備基本計画)

3-3.歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

(1)基本理念

古くは旧石器時代にはじまり、令和の時代へと続く岡崎の歴史の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を後世に伝え残していく責務がある。

歴史都市・岡崎が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと岡崎への愛情と誇りを一層確かなものにするとともに、これらを地域の活性化や観光の振興につなげていくことが求められている。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちに関わり、愛情と誇りを持って岡崎の歴史を語り合い、皆で糸を撚るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

未来へつむぐ 歴史まちづくり

(2)行動目標

「歴史」は、今を生きる我々が無関心で何もしなければ、いつか忘れ去られ、消え失せてしまうものである。しかし、「歴史」は、今を生きる我々がその大切さを認識し、心に留め、過去から現在へ大切につむぎ、次世代に伝えていくことで、いつまでも輝き続けるものである。

歴史的風致維持向上計画(第1期)では、岡崎の歴史文化やそれに関わる多数の資産がまちの資産であるとともに市民共有の財産でもあることを一人ひとりが認識し、岡崎の歴史に向き合い、市民や行政を始めとする様々な主体が協働しながら、「気づき、共有し、行動する」まちづくりを進めていくことを歴史的風致維持向上の行動目標とし、その成果を上げてきた。

歴史的風致維持向上計画(第2期)では、これらの行動を継続しながらも、地域住民等が歴史まちづくりに積極的に「参加する」場や機会を設けることにより、一層の地域の活性化と観光振興等を進めていくことを、新たな歴史的風致維持向上の行動目標に加えるものとする。

気づく

共有する

行動する

参加する

(3)歴史まちづくりの視点

前項の基本理念、行動目標及び歴史的風致の維持向上に関する課題を踏まえ、以下に歴史まちづくりの視点を示す。また、それぞれの歴史まちづくりの視点に対する「歴史的風致の維持向上に関する方針」の関係について整理する。

歴史まちづくりの視点は、具体化を進める際において相互に関連しあうことが考えられる。その相互のおおよその関係を以下に示す。

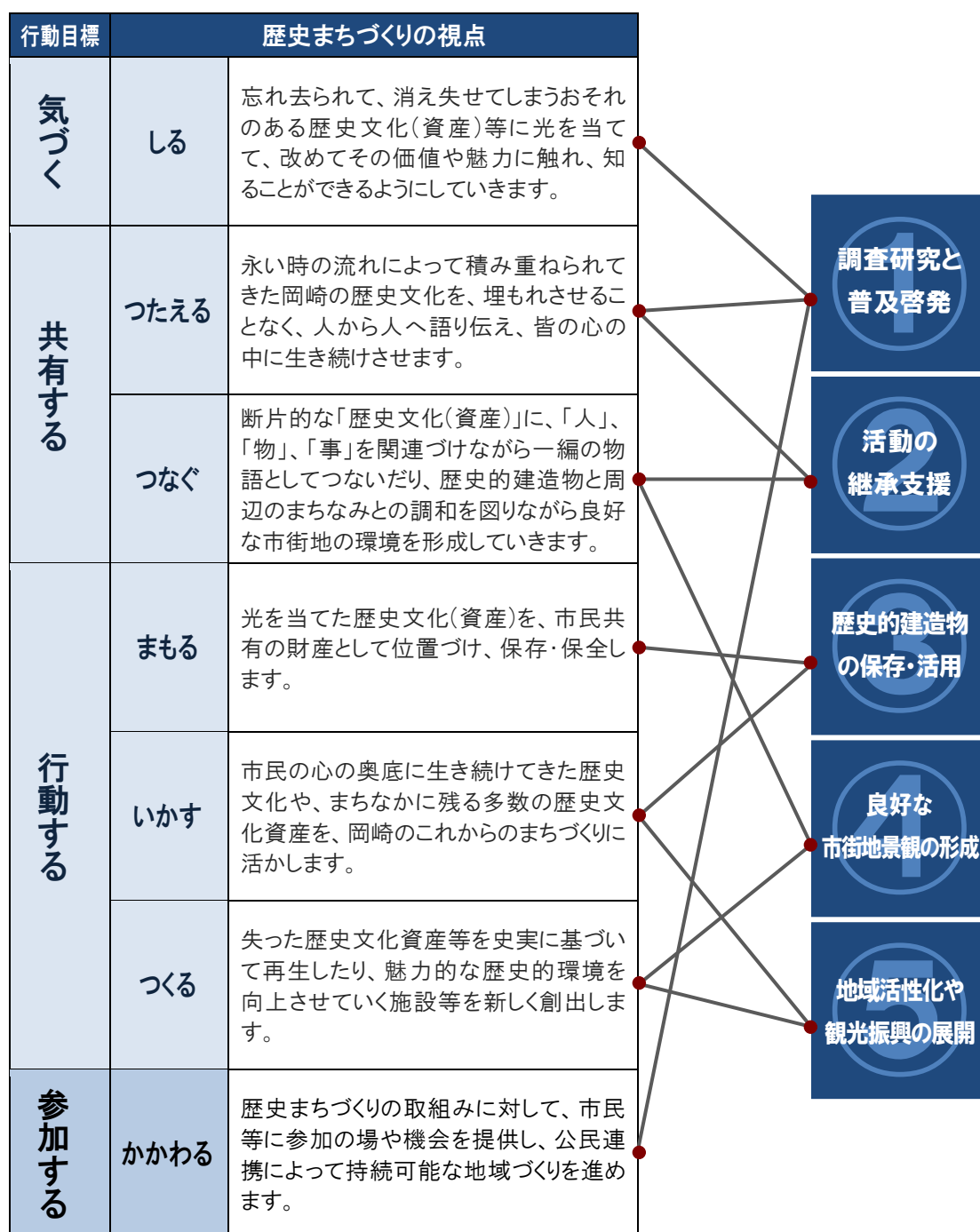


図3-3-1 歴史まちづくりの視点と歴史的風致の維持向上に関する方針の関係

(4)歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史都市・岡崎の歴史的風致の維持向上に関する課題と基本方針等を踏まえ、将来にわたって本市固有の歴史的風致の維持向上を図ることを目的とした基本方針を以下に定める。

- ①歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進
- ②歴史や伝統を反映した活動の継承への支援
- ③歴史的建造物の保存・活用の推進
- ④歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成
- ⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開

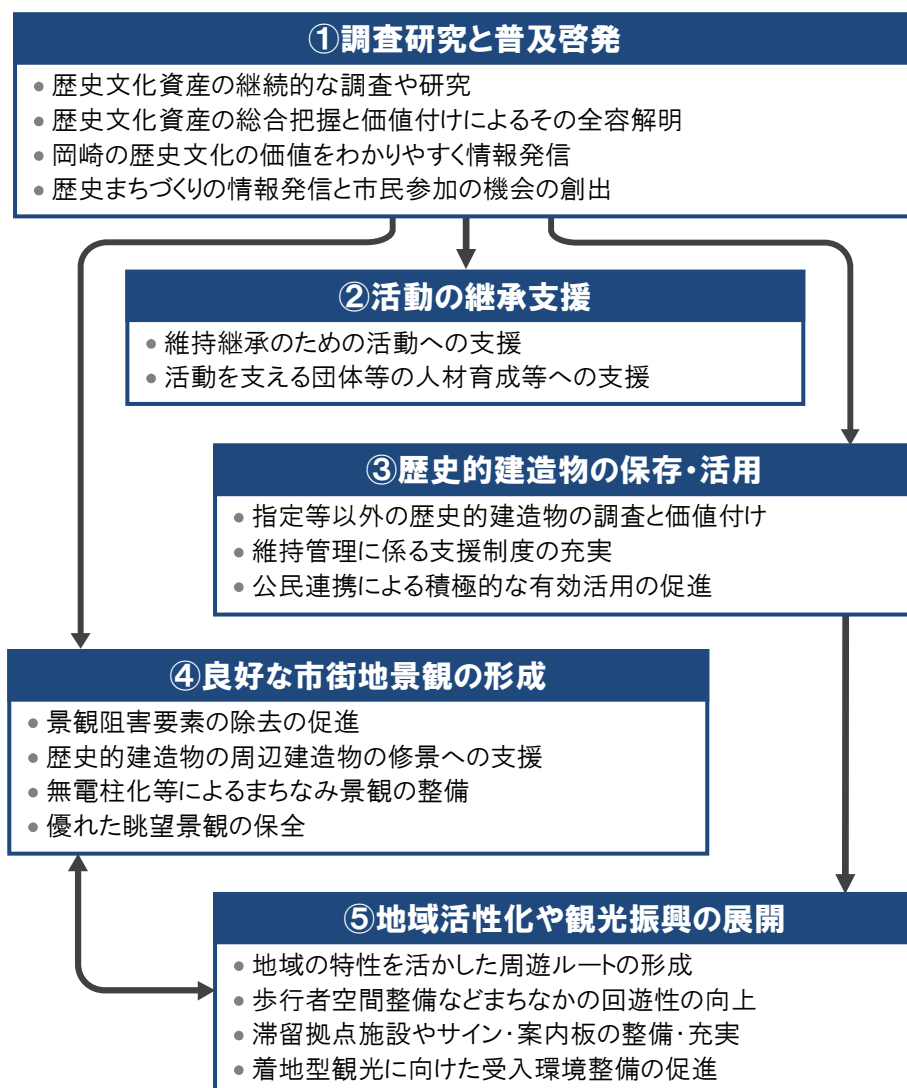


図3-3-2 歴史的風致の維持向上に関する方針とその関係

①歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進

市民や来訪者に岡崎の歴史文化をわかりやすく伝え、より深く理解してもらうためには、その価値や魅力をテーマごとに編集・整理し、広く効果的に情報発信することに加え、身近で楽しめるものとして歴史文化が見える化(可視化・顕在化)されており、体感を通じて、容易に理解できることが重要である。また、歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素への市民等の理解が最も重要であることから、これらの普及啓発に努め、歴史まちづくりに対する市民意識の向上を図る。

具体的には、未指定の建造物や祭り・習俗等の無形民俗文化財、そして発掘調査等の検証が行われていない埋蔵文化財については、文献史料や発掘による学術的調査を順次実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点等も明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、本市の歴史文化資産の全容解明に努める。そして調査によって価値が判明した歴史文化資産については、調査結果をまとめ、活用することにより、新たな文化財としての指定や、歴史的風致形成建造物、景観重要建造物等への指定につなげ、将来への確実な保存と積極的な活用を進めていく。また、普及啓発として、市民一人ひとりが歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、愛情と誇りを持てるよう、市ホームページのほか、必要に応じてX(エックス)、Instagram(インスタグラム)、YouTube(ユーチューブ)、LINE(ライン)等のSNSを用いて各種情報を容易に入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する。

特に、岡崎城跡については、VR³やAR⁴などを用いた「伝わる」取組みにより、失われた建造物を視覚的に感じることができるよう検討を進める。

また、歴史まちづくりの実績等の情報提供に併せて、歴史まちづくりに対して積極的な参加を望む市民等に対して、いつ、どこで、どのような歴史まちづくりを進め、市民参加の有無等を整理した参加の場と機会等に関する情報の提供を行い、公民連携による持続可能な地域づくりを進める。

②歴史や伝統を反映した活動の継承への支援

受け継がれてきた祭礼等の伝統行事は、各々の文化的価値に加え、愛情と誇りの醸成の場や機会になることはもとより、地域活性化や観光振興にもつながることから、地域住民や専門家等と連携しながら、状況に応じて、活動の継承のために必要となる実態調査や記録作成等について支援を行い、担い手となる後継者の育成につなげる。

また、ふるさとへの愛情と誇りを育み、地域で歴史や伝統を反映した活動の継承を支える

³ コンピュータによって生成された仮想空間を現実の代替として提示し、利用者があたかもその空間に存在しているかのような没入的体験を可能にする技術。

⁴ 現実世界の映像や環境に、コンピュータによって生成された文字、画像、三次元物体などの情報を重ね合わせて表示し、現実の知覚を拡張する技術。

ことのできる仕組みや環境づくりも進める。

具体的には、地域の祭礼等の伝統行事については、地域固有の希少性や継承の必要性等を内外に周知することにより、活動の担い手がこれらを誇りに思い、やりがいを感じ、守っていなければならぬという機運を醸成する。また、学校教育の場や継承に取り組む地域内外の組織と連携協力しながら後継者の発掘や育成に努めるとともに、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援を行う。

岡崎石製品や三河仏壇等の伝統工芸品については、その価値や魅力、歴史等を発信する場を確保し、広く周知を図るとともに、特に若い世代がこれらを体験できる機会を設け、後継者を育成する環境づくりに努める。

③歴史的建造物の保存・活用の推進

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物は、地域の財産として、また地域の顔として良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、地域で支え、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存し、大胆かつ柔軟で持続可能な活用に取り組む。

歴史的建造物のうち、すでに文化財の指定等の措置が講じられているものについては、引き続き、国・県・市や学識経験者等の指導、助言のもと、文化財保護法等に基づき適切に保存管理するとともに、一般公開や先端技術の活用、ユニークベニュー⁵等を検討し、積極的な活用を促進する。保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。

一方、歴史的風致を構成している未指定の歴史的建造物については、必要に応じて実態を把握するための調査を行い、文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市条例に基づく資産の指定や登録等を検討するなど新たな価値付けを行い、その保存・活用を図る。

指定・未指定に関わらず、歴史的建造物の保存に対する所有者の理解を促進するための啓発とともに、修理・修景等への助成やクラウドファンディング等を活用した資金調達など、所有者の維持管理の負担軽減に係る支援制度の充実を図り、生活等にも配慮した上で、一般公開など公民連携による積極的な有効活用も促進する。

なお、市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて、耐震や防火対策、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進めるとともに、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。

具体的には、岡崎城跡については、発掘調査を継続して実施し、歴史的な価値を深めていくとともに、その成果に基づく整備に向けた検討を行っていく。旧額田郡公会堂及物産陳列所のように老朽化等が見受けられ、将来的な保存管理に懸念が持たれる建築物については、

⁵ 歴史的建造物、文化施設、公共空間など、本来は会議や催事を目的としていない場所を、会議、展示会、レセプション等のイベント会場として活用すること、又はその会場。従来の施設にはない独自性や特別感を提供できる点を特徴とする。

損傷状態の現状を調査・把握し、修理・整備の優先順位を付け、適切な方法で修繕を図る。このほか、火災等による歴史的建造物の滅失を防ぐため、歴史的建造物の耐震性や耐火性の向上・防火設備の設置等の対策を図る。

④歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成

歴史的なまちなみや良好な景観を保全・活用することは、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化にもつながる。このため、本市固有の自然・歴史・くらしをつなぎ、美しく風格ある景観を創生する。

市全域において、良好な景観の形成に向け、景観計画や水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、屋外広告物条例に基づき景観形成重点地区等の指定をし、建造物等の形態意匠等の規制・誘導等を行っている。引き続きこれらの取組みを進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、建造物等の外観修景や除却、集約化、道路の美装化や電柱電線類の無電柱化等を実施し、歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善を図る事業を推進することで、歴史的建造物とその周辺市街地との一体的な景観形成に規制と事業の両面から取り組む。

具体的には、歴史的建造物の周辺建造物等の景観上の改善による歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、その外観修景に対し支援を行うほか、良好な景観を阻害する要素の除却についても、促進策を講じる。特に、本市のシンボルである岡崎城周辺については、大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的な眺望景観(通称：ビスタライン)に加え、新たな眺望景観の保全を検討し、岡崎城への優れた眺望を確保する。また、文化財防災と一体となった歴史的なまちなみの防災性の向上などその対策について検討を進める。

⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開

本市にとって、歴史文化資産は、都市の魅力であり、観光資源でもある。これら歴史文化資産の確実な保存を前提に、再編集して物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化や観光振興の面からも活かしていくことは、その役割や可能性を高めることであり、保存・活用を一層進めることにもつながる。寺社を始めとする歴史的建造物やその周辺の市街地と、祭礼等の伝統行事、伝統産業や工芸等の伝統的な活動とが有機的に連携することで、より一層それらが魅力的なものになるという認識のもと、これらが地域活性化や観光振興につながるまちづくりを展開する。

具体的には、岡崎の歴史文化の特徴を、様々な歴史的建造物や伝統的な活動との組み合わせによりつなぎ、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地として、交通アクセスも含めてネットワーク化した「観光周遊ルート」の形成に取り組み、国内外へ積極的に情報発信することで、旅行者の周遊を促進する。その際は、バスやタクシー等を活用したル

ート設定など、観光交流の促進に向けた交通環境の整備も検討していく。

また、岡崎の歴史文化を視覚的イメージとして目で見ることができ(見える化)、そして体験的に理解できる(体感)ことが重要であるとの認識のもと、岡崎ならではの着地型観光⁶に向けて、これまで観光資源としては認識されていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態であるニューツーリズム⁷など地域の特性を活かした多様な施策を検討するとともに、観光案内機能の充実など受入環境整備の促進も図る。特に、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、入込客数が徐々に回復しつつある外国人観光客に対し、岡崎城公園内の三河武士のやかた家康館を始め、茶室や能楽堂等の活用を通じた本物の歴史・文化の提供や、市内伝統産業、伝統工芸等の体験機会の提供を図る。また、多言語観光パンフレット等の作成や外国人向け観光PR動画の作成及び海外への動画配信等による一層の広報・案内活動の充実を図る。

これら一連の取組みは、市民が岡崎の魅力や地域で受け継がれる歴史文化資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取組みでもあることから、歴史文化を活かしたまちづくりの活動団体等への情報提供や活動に必要な支援を行うことにより、市民が主体となって取組みを推進する仕組みを構築するとともに、文化財の所有者や関係団体、松平氏・徳川家ゆかりの周辺・遠方都市との連携、そして関係団体等の相互の連携を促し、活動のより一層の推進に取り組む。

このほか、歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上するため、市民や国内外の旅行者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる歩行者空間の整備、休憩等の滞留拠点施設やサイン・案内板の整備や充実も図る。

また、歴史文化資産の周辺のアクセス道路や駐車場対策と併せて、公共交通の利用促進や流入する自動車交通の抑制対策も総合的な検討を進める。

⁶ 旅行者を受け入れる側の地域(着地)側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態。

⁷ 従来の物見遊山的な観光旅行に対し、テーマ性が強く、体験型や交流型など旅行先での人や自然との触れ合いの要素を取り入れた新しい形態の旅行。

3-4.歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施にあたっては、「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議」において、行政内部における計画の進行管理及び連絡調整を行うこととする。そのとりまとめについては、事務局となる都市政策部まちづくり推進課と教育委員会事務局社会教育課が行うとともに、関係部局が連携協調して取り組み、都市整備・景観・文化財・観光等の分野が横断的かつ効果的な取り組みが行えるような仕組みとする。さらに本市の歴史的風致の維持向上に資する事業の追加など計画変更に関わる検討事項がある場合や、事業実施に係る懸案事項等がある場合には、「岡崎市歴史まちづくり協議会」のほか、「岡崎市文化財保護審議会」「岡崎市景観審議会」「岡崎市都市計画審議会」に意見聴取を求めるものとする。

計画に位置付けた事業については、各種団体や事業者等と連携するとともに、国や愛知県の関係機関と協議しながら実施していく。また、事業完成後にはその成果又は課題を検証し、結果をフィードバックしながら本計画の事業効果を高めていくこととする。

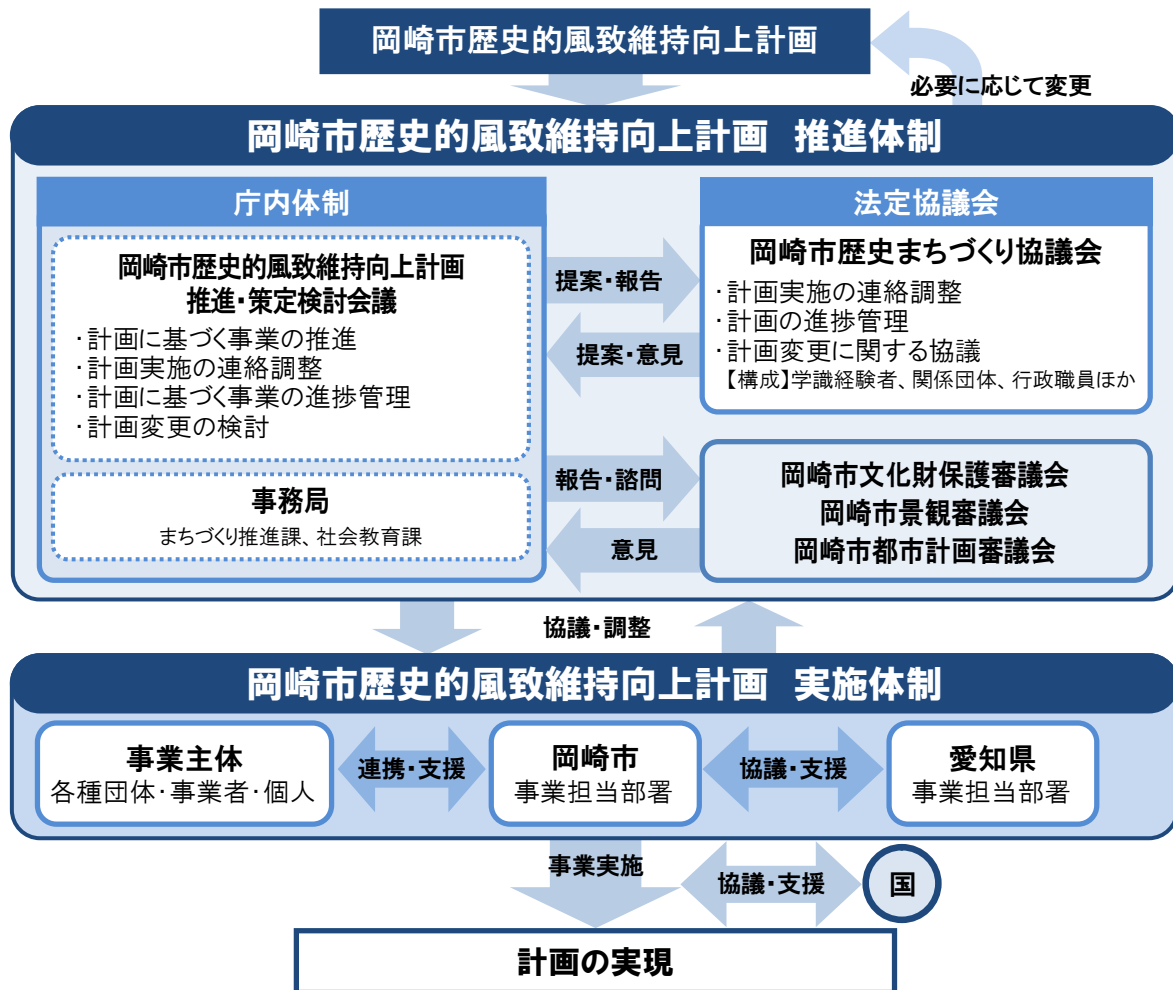


図3-4-1 計画の実施体制

第3章